

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社オーディオストック

表紙

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	14
5 【従業員の状況】	14
第2 【事業の状況】	15
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	15
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	22
3 【事業等のリスク】	23
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
5 【経営上の重要な契約等】	34
6 【研究開発活動】	34
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】（2026年7月31日現在）	35
第4 【提出会社の状況】	36
1 【株式等の状況】	36
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	61
1 【財務諸表等】	62
第6 【提出会社の株式事務の概要】	99
第7 【提出会社の参考情報】	100
1 【提出会社の親会社等の情報】	100
2 【その他の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	101
第三部 【特別情報】	102
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	102
第四部 【株式公開情報】	103
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	103
第2 【第三者割当等の概況】	106
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	106
2 【取得者の概況】	107
3 【取得者の株式等の移動状況】	107
第3 【株主の状況】	108
独立監査人の監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年8月14日
【会社名】	株式会社オーディオストック
【英訳名】	Audiostock Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 周一郎
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区富田町一丁目6番10号
【電話番号】	086-250-8981(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 八木 俊
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市北区富田町一丁目6番10号
【電話番号】	086-250-8981(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 八木 俊

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
売上高 (千円)	353, 887	419, 524	576, 422	887, 615	1, 507, 028
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△82, 663	△241, 255	△88, 406	39, 846	377, 478
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△84, 363	△243, 843	△93, 993	39, 249	439, 801
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	15, 475	20, 295	20, 295	20, 295	4, 059, 000
普通株式 (株)	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000	4, 059, 000
A種優先株式 (株)	3, 275	3, 275	3, 275	3, 275	—
B種優先株式 (株)	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	—
C種優先株式 (株)	—	4, 820	4, 820	4, 820	—
純資産額 (千円)	△26, 067	404, 889	310, 895	350, 145	789, 946
総資産額 (千円)	151, 156	674, 310	681, 876	804, 464	1, 428, 868
1株当たり純資産額 (円)	△26, 369. 45	△32, 121. 72	△36, 753. 09	△174. 10	194. 62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△5, 451. 59	△12, 504. 43	△4, 631. 37	9. 67	108. 35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△17. 2	60. 0	45. 6	43. 5	55. 3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	11. 9	77. 2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△15, 449	△180, 156	24, 291	116, 831	590, 274
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4, 545	△4, 242	△2, 205	—	△21, 019
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9, 096	680, 266	△8, 940	△8, 940	△16, 104
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	109, 232	605, 099	618, 105	725, 995	1, 279, 198
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	19 (5)	25 (7)	27 (6)	28 (6)	28 (5)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2025年5月15日開催の取締役会において2025年6月12日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第14期、第15期及び第16期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第14期、第15期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
9. 第18期に利益の金額が経常利益から当期純利益にかけて増加しているのは、法人税等調整額(益)の計上によるものであります。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
11. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
14. 第14期から第17期までの1株当たり純資産額については、優先株主からの払込金額を控除して算定しております。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
1株当たり純資産額 (円)	△131.85	△160.61	△183.77	△174.10	194.62
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△27.26	△62.52	△23.16	9.67	108.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、「Happy Creators、Happy Creation—クリエイターがもっと活躍できる世界に—」をコーポレートビジョンとして、2007年10月に創業しました。当社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2007年10月	岡山県岡山市にて音楽投稿サービスの運営を行う(株)クレオファーガを設立
2012年 8 月	岡山県岡山市北区津島中に本社を移転
2013年10月	ストックミュージックサービス「Audiostock」をリリース
2017年10月	東京都品川区西五反田一丁目に東京オフィスを開設
2018年10月	一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)と著作権信託契約を締結しAudiostockの楽曲がテレビなどで使用された際に印税を受け取れる著作権等の収益獲得に係る取り組みを開始
2019年 2 月	著作権等収入に係る取り組みとして(株)NexToneと著作権管理委託契約を締結
2019年 6 月	東京都品川区西五反田七丁目に東京オフィスを移転
2019年12月	「Audiostock」法人向け定額制プランをリリース
2020年 3 月	音源ライセンス販売サービス「Audiostock」音楽配信サービスをリリース
2020年 4 月	「Audiostock」個人向け定額制プランをリリース
2020年 5 月	「Audiostock」TikTokへ楽曲提供を開始
2020年 7 月	(株)オーディオストックに会社名を変更(旧社名クレオファーガ)
2020年11月	岡山県岡山市北区富田町に本社を移転
2021年11月	「Audiostock」定額制プランのリニューアルを実施
2022年12月	「Audiostock」が第4回 日本サービス大賞「総務大臣賞」を受賞
2023年 6 月	著作権等収入に係る取り組みとして一般社団法人 日本音楽出版社協会に準会員として入会、一般社団法人 日本音楽制作者連盟に権利委任者登録を開始
2023年 7 月	音源ライセンス販売サービス「Audiostock」海外定額制プランをリリース
2023年10月	「J-Startup WEST」選定企業としてオーディオストックが選定
2024年 6 月	「Audiostock」コンテンツ制作アプリ「Adobe Express」と連携を開始
2024年11月	ソースネクスト(株)が運営するECサイト「ソースネクスト」において、Audiostockの音源販売開始
2025年 2 月	情報セキュリティに関する国際規格ISMSを取得

3 【事業の内容】

(1) ビジョン・ミッション

当社は「Happy Creators, Happy Creation ―クリエイターがもっと活躍できる世界に―」というビジョンのもと、素晴らしい創造物を生み出す「クリエイターの持続的な創作活動をサポートする」ことをミッションに掲げております。創作は感動を生み、心を豊かにし、時代の文化を象徴してきました。当社は素晴らしい創造物を生み出す人々を心から尊敬し、未来を担うクリエイターをもっとハッピーにしたいとの想いから、世の中の全てのクリエイターがもっと活躍できる世界を目指して事業を展開しております。

(2) 事業背景

当社は、音源の使用権(ライセンス)を取り扱う事業を営んでおります。近年、SNS市場や動画コンテンツ市場などの成長に伴い、音源の需要は増加してきております。その背景として、情報発信の方法が従来のテキストや画像を主体としたものから動画へと移行していることや、放送事業者だけでなく、広く一般事業者も動画を活用するようになってきたこと、個人のSNS等での発信など、動画を活用した情報発信の機会が世界的に増加してきていることがあげられます。そのような中、当社では、個人のSNS発信からビジネス利用まで幅広いシーンにおいて、権利関係を気にすることなく、気軽に100万点超の音源を利用いただくことのできる環境を整備しているため、当社サービスをご利用いただくことで動画制作業務の効率化やクオリティの向上、独自性のあるコンテンツを制作いただくことが可能となっております。

また、音楽業界には才能のある多くのクリエイターがいる一方で、音楽だけで生計を立てられるのはごく一握りのアーティストや作詞・作曲家などに限られているのが現状であります。その原因の一つが、クリエイターの収益機会が限られていることであります。その理由は、クリエイター自身の作品を販売するためのプロモーションや営業活動、専門性の高い著作権管理や契約・価格交渉など、作品を収益化するためには沢山の煩雑な手続きと効果的な販売戦略が必要になるためであります。それら全てをクリエイター自身が対応することは非常に困難であり、また音楽活動に専念する時間も奪われることになります。

当社は、そのような煩わしい手続きをクリエイターに代わり実施するとともに、音楽活動に専念できる環境と累計20万超(2025年9月現在)いる当社ユーザーへの販売機会を提供することで、より多くのクリエイターが音楽で生計を立てられる「クリエイターファースト」な社会の実現を目指して各種事業を展開しております。

(3) 事業概要

当社は、クリエイターが制作した音源の著作権を管理し、様々な用途で音源の利用機会を開発し収益化する音源ライツビジネスプラットフォームを展開しております。具体的にはクリエイターからBGM、効果音、ボイス・ナレーションなどの各種音源をお預かりし、それらの著作権を管理した上で、自社の運営するオンラインプラットフォーム上などでライセンス販売を行う課金収入によるサービスを事業基盤として、テレビ・ラジオ等での放送利用による著作権収入(いわゆる印税収入)獲得、Apple MusicやSpotifyなどのストリーミングサービスによる音楽配信から得られる配信収益等、お預かりした楽曲を様々な用途に展開して収益を得る著作権等収入によるサービスへと事業展開しております。なお、当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、課金収入サービス及び著作権等収入サービスを展開しております。

セグメント	サービス	内容
Audiostock事業	課金収入	音源ライセンス販売サービス「Audiostock」での定額課金、単品販売 代理店による提携販売
	著作権等収入	著作権収入、著作隣接権収入、音楽配信収入

当社の事業系統図は以下のとおりです。



① 音源ライセンス販売サービス「Audiostock」(課金収入)について

クリエイターからお預かりしたBGM、効果音、ボイス・ナレーションなどの各種音源を、映像制作等に利用できるライセンスとして、自社の運営するオンラインプラットフォーム上で販売するマーケットプレイス型のサービスを展開しております。ユーザーへの音源提供にあたり、当社はクリエイターとの間で、音源提供に関して非独占的権利を許諾する旨の契約を締結しており(注1)、オンライン上で国内外のクリエイターから音源を収集し、音源を必要とする法人・個人ユーザー向けにライセンス販売(音源使用权の販売)をしております。販売形態は、音源ごとに定められた価格で都度1点から購入できる「単品販売」と、定額料金で音源をダウンロードできる「定額制販売」の2種類のサービスラインアップを整備しております。また、定額制販売においては、ユーザーニーズにあった利用方法を3つのプランから選択することができるほか、2023年7月には主に米国市場に向けた定額制販売サービスを開始しております。

なお、クリエイターからお預かりした音源の販売実績に応じて、クリエイターごとに定められた報酬率(30～50%)に基づき報酬をお支払いしております。

(注) 1. なお、当社への非独占的なサービス提供に必要な権利の許諾のみであり、著作権及び著作権隣接権はクリエイターへ留保されます。

サービスラインアップ

エリア	プラン		概要
国内	単品		音源ごとに定められた価格で都度1点から購入
	定額制	動画配信者プラン	YouTuberなどの個人の動画配信者向けプラン
		スタンダードプラン	映像制作・動画編集・音響効果など、全ての映像制作者向けプラン
		エンタープライズプラン	企業やチームで利用したい方向けのプラン
海外	定額制プラン		海外居住者向けの定額制プラン

a. ユーザーから選ばれる理由

(a) 100万点超の音源ラインアップ

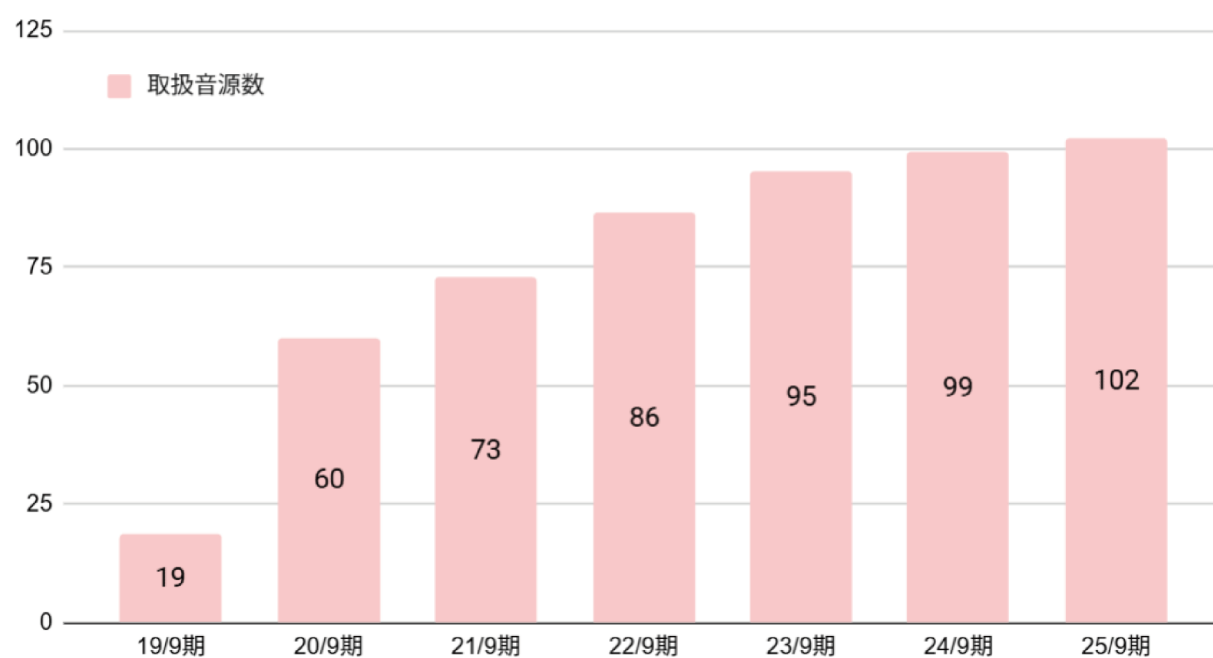
当社では100万点(注1)を超える音源を取り扱っております。国内クリエイター作品を中心に、海外企業との提携による海外作品も35万点以上(注1)取り扱っているほか、自社でバイオリンやギター、篠笛など楽器の生演奏によるレコーディングを実施したり、近年は新たな収益獲得の場として著名なクリエイターの参加も増えており、成長市場であるSNS市場や動画コンテンツ市場において、ユーザーの多種多様な音源ニーズに応えられるよう100万点超の音源を取り揃えております。現在、当社では約4万組(注1)のクリエイターにご登録いただいております、毎月約3,000点(注2)を超えるペースで当社の審査基準を満たした高品質な新規音源が随時登録されているため、ユーザーは常に新しい音源に出会えることができ、利用シーンにあった音源の選択が可能であることに加え、他者の動画で使用される音源との重複も起こりにくいなど、ユーザーの独自性の高い動画制作に貢献しております。

(注) 1. 2025年9月現在の取扱音源数及びクリエイター数

2. 2025年9月時点における過去1年間の平均音源登録件数

取扱音源数の推移(累計)

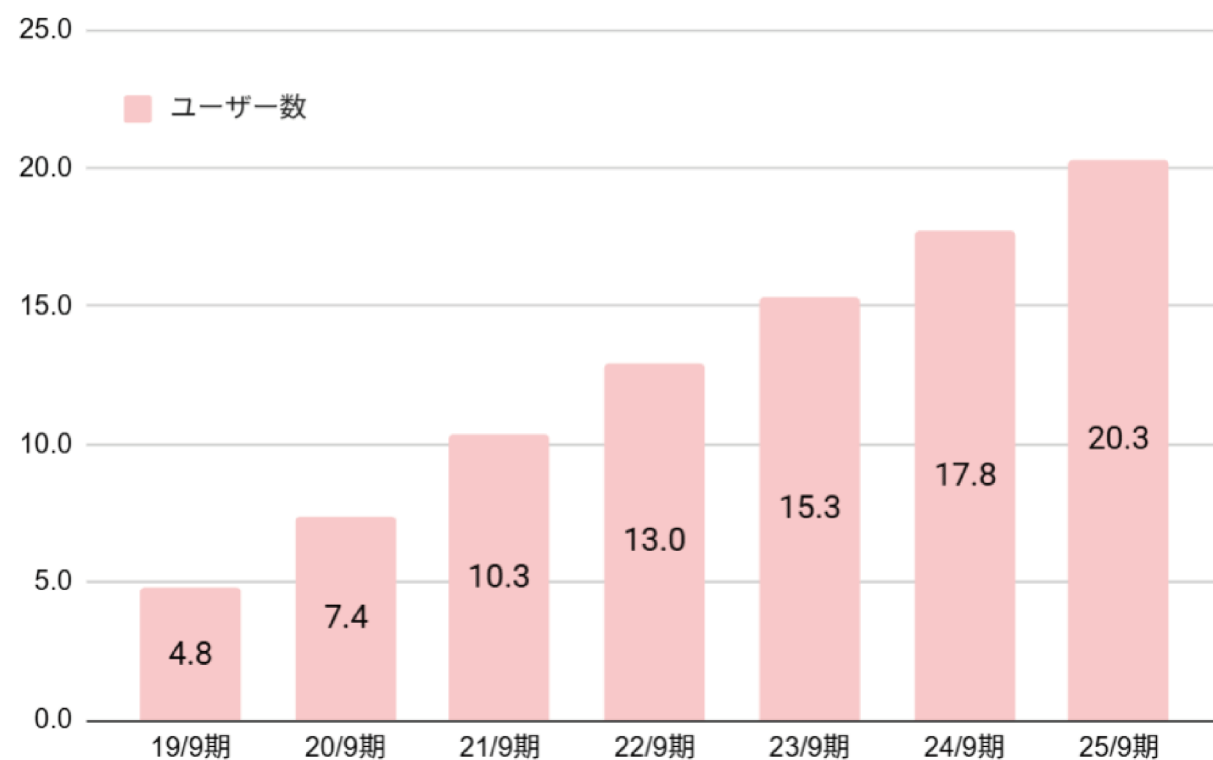
(万点)



(注) 2019年9月期から2020年9月期にかけて、海外提携企業からの34万点の音源の仕入があったことなどにより音源数は大幅に増加しております。

ユーザーアカウント数の推移(累計)

(万人)



(b) 充実した機能

探しやすい検索システム

ユーザーは100万点超ある音源数の中から、キーワード検索のほか、音源の再生時間、利用用途、ジャンル、イメージ、メイン楽器、テンポなどを詳細に絞り込むことが可能で、ユーザーの好みやシーンにあった最適な音源を容易に探し出すことのできる検索システムを構築しております。

レコメンド機能

ユーザーの嗜好や行動などをもとに自動で追加の商品提案を行う「レコメンド機能」を導入することで、ユーザーの音源探索体験の向上と潜在ニーズの掘り起こしを促進しております。

その他の機能

サンプル視聴機能、音源の展開を視覚的に確認することのできる波形機能を搭載するなど、様々な機能を随時搭載したり、UI/UX(注1、2)を常時改善することで、ユーザーの利便性を高めております。

サンプル視聴と音源の波形



- (注) 1. UI(UserInterface)とは、サービスサイトのデザインなどの操作画面・操作方法などを指します。
2. UX(UserExperience)とは、システムやサービスなどの利用を通じてユーザーが得られるユーザー体験を指します。

(c) 権利面を気にせず幅広い用途に利用可能

動画制作者が音源を利用する際には、通常、利用する音源の著作権や利用用途などを都度確認したり、JASRACや(株)NexToneなどの音楽著作権管理事業者やレコード会社への追加手続きを経て音源を利用する必要があります。

当社では、登録いただいているクリエイターとの間であらかじめ音源利用に関する取り決めをしているため、ユーザーは煩わしい手続きを一切することなく、安心して音源を利用いただくことができます。当社で取り扱う音源は、SNSや動画配信プラットフォームなどでの配信から、放送事業や動画・映像制作などのビジネス利用まで、ご利用用途に応じて、動画を制作する全てのユーザーが安心して音源を利用することのできる体制を整備しております。

(注) 一部アダルトや公序良俗に反するものへの利用は本サービスの対象外となります。

様々な利用シーン

テキストや画像から動画が主流となった昨今、個人から法人まで、業種・業界問わず幅広くご利用いただいております。

属 性	利用シーン	主なユーザー
法人	テレビ・ラジオ放送・CM、オンライン/オフライン広告、ゲーム・アプリ制作、社内広報/操作説明動画、YouTube配信、VTube配信、eスポーツ動画配信、店舗・イベントBGM、各種映像・動画制作 等	TV・ラジオ放送局、映像制作会社、芸能事務所、YouTuber事務所、VTuber事務所、映像制作等専門学校、ブライダル業界、広告業界、官公庁、一般事業法人 等
個人	YouTube、VTube、各種SNS配信動画 等	YouTuber、VTuber、動画制作者 等
その他	SNSアプリ「TikTok(バイトダンス社)」や動画編集ソフト「Filmora(ワンダーシェア社)」などの各種プラットフォーム・SNSアプリへの音源提供 等	SNS、プラットフォーム運用企業 等

(d) 定額制プランのユーザー数は安定的に増加基調

定額制プランの契約件数は、プラン開始以来、安定的に増加基調となっております。

また、解約率についても、主に法人を対象とするエンタープライズプランでは0.5%、法人と個人が混在しているスタンダードプランでは2.1%(注)といずれも長期間にわたりご利用いただくユーザーが多い傾向にあります。

(注) 解約率は直近4四半期の月間解約率の平均値(解約率：当月の解約に伴い減少した件数 ÷ 前月の総契約件数)により算出

クリエイターが制作した楽曲・効果音等の音源のライセンス販売サービス 購入した音源は番組、広告、SNSなどで商用利用可能



課題		当社サービスによる解決
クリエイター	- 個人で活躍する音楽家の表現の機会が限定 - 著作権管理や顧客コミュニケーションの煩雑さ - 作品の収益化	22.2万人のユーザー(2024年6月末時点)のユーザーへの作品利用の機会を提供し、クリエイターの発掘・育成にも寄与 - 著作権の管理など専門性の高い手続きを全て当社で対応 - 年間1,000万円を超えるクリエイターの輩出など収益機会の創出 ※ 2023年9月時点、年間1,000万円超のクリエイターを継続的に輩出
	ユーザー	
- 動画作成におけるBGM・効果音の必要性の高まり - 著作権に関する不安や権利処理の負担 - 音源の検索やCD等現物管理の手間		- 多様な用途で利用できる100万点超(2025年9月末時点)の音源を提供 - 権利を気にする必要なく、追加手続きがなく利用可能 - 自社開発の検索システムにより、いつでも誰でも欲しい音源を探せる - 音源データのみの販売のためすぐにダウンロードができて管理も容易

② 著作権等収入について

著作権等収入は、テレビ・ラジオ等での放送利用による著作権及び著作隣接権収入や、Apple MusicやSpotifyなどのストリーミングサービスによる音楽配信収入で構成されております。

放送番組における著作権使用料の分配の流れ



※ クリエイターへは、原則、当社受領金額に対して50%を還元

課題		当社サービスによる解決
クリエイター	- テレビ・ラジオで自身の音源を使ってもらう機会が限定 - 著作権・著作隣接権使用料を受け取る数層の高さ ※ クリエイターが著作権等管理事業者へ直接楽曲を登録し、著作権・著作隣接権使用料を受け取るためには、楽曲の利用実績などが求められます	- Audiostockは放送関係者とも多数契約しており、テレビ・ラジオで使用される機会を提供 - 著作権管理事業者への登録手続きは当社が全て実施
	ユーザー	
- 番組にあった音源を探す煩雑さ - テレビ放送後のインターネット動画での再配信での権利処理		- 自社開発の検索システムにより、簡単に欲しい音源を見つけられる - 使い勝手の良い権利処理を実施しているため、再配信等での権利関係の手続きが一切不要

a. 著作権及び著作権隣接権収入について

著作権収入は、著作権等管理事業者である(株)NexToneや一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に管理を委託した作品について、テレビ・ラジオ放送などで利用された場合に、著作権等管理事業者を通じて著作権使用料(いわゆる印税収入)を受け取ることでできるサービスであります(注1)。テレビ・ラジオ局など多くの放送事業者は、音源利用に関して著作権等管理事業者と包括契約を締結しており、各放送事業者の年間放送事業収入の一部を音源利用のための包括使用料として著作権等管理事業者へ支払うことで、年間を通して様々な音源を放送利用することができます。当社で取り扱う音源について、著作権等管理事業者に管理を委託することにより、当該包括使用料を原資として、放送利用された割合に基づき、著作権使用料として当社に分配される仕組みとなっております。また、同様の仕組みにより、一般社団法人日本音楽制作者連盟(FMPJ)や一般社団法人日本音楽出版社協会(MPA)、(株)スペースシャワーネットワークを介して、著作権隣接権使用料の分配を受けております(注1)。

なお、著作権等管理事業者による著作権管理範囲については、当社が取り組んでいる放送領域以外にも複数の支分権や利用形態がありますが、現状では放送領域に絞って管理の委託を行っております。また現在、動画配信媒体などで音源利用された際に著作権等収入を獲得できるインタラクティブ配信(注2)領域での収益化について検討しております。

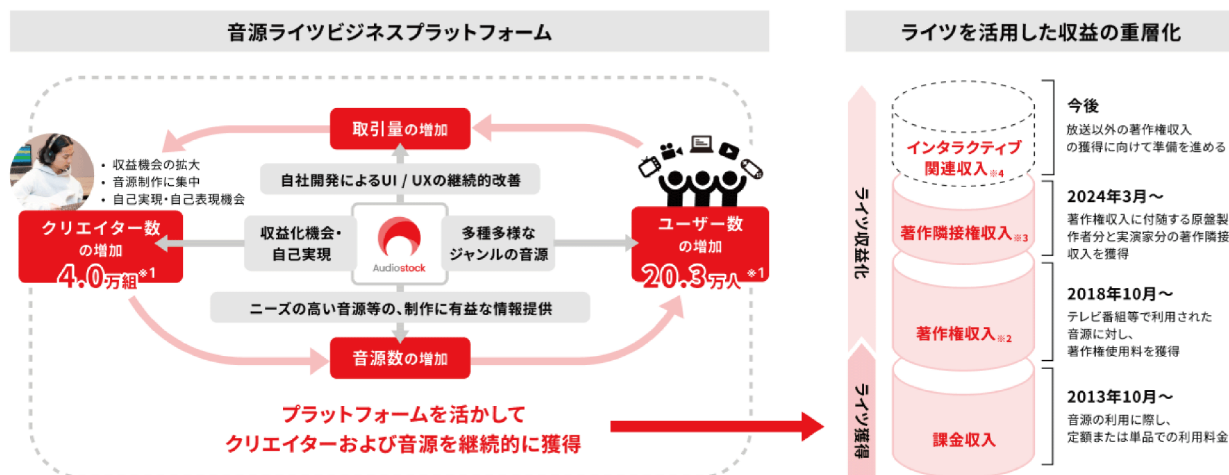
- (注) 1. 著作権は、楽曲そのもの(メロディー、歌詞、ハーモニーなど)を創作した作詞家や作曲家などの「著作者」が持つ権利であるのに対し、著作権隣接権は、楽曲を歌唱したり演奏したりする実演家及びレコード会社、音楽事務所など音源を制作・発売した事業者に対して与えられる権利です。なお、クリエイターが「Audiostock」に登録した音源のうち、著作権原盤権等譲渡契約を締結した作品が対象となります。著作権原盤権等譲渡契約は、クリエイターから音源の著作権等を譲り受けるための契約です。本契約により譲り受けた音源を、(株)NexToneなどの著作権等管理事業者へ管理委託することで、テレビなどで放送利用された際に著作権等収入として収益化することが可能となり、当該収益の一部をクリエイター報酬としてクリエイターに還元しております。
2. YouTubeやSNS動画など、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンなど、様々な媒体で動画配信等の視聴が可能な各種サービス

(a) 著作権及び著作権隣接権の収益獲得に係る取り組み開始の経緯

著作権及び著作権隣接権収入は、音源ライセンス販売サービス「Audiostock」(課金収入)で取り扱う音源及び獲得ユーザーを基礎として、当該音源がテレビ・ラジオ等で放送利用されることにより収益を獲得できるビジネスモデルとなっております(注1)。「Audiostock」はプラットフォームとしての役割を果たしており、プラットフォームの活性化(注2)に伴い、音源の利用シーンが拡大することで著作権及び著作権隣接権収入という新たな収益獲得の機会を創出するに至っております。なお、(株)NexToneやJASRACなどの著作権等管理事業者へ管理委託している、2025年9月時点における収益化可能な著作権管理楽曲数は3万点超となっております。

- (注) 1. 著作権等収入については、当社とクリエイターとの間で著作権原盤権等譲渡契約を締結しておりますが、本契約はクリエイターから音源の著作権等を独占的に譲り受けるための契約です。本契約により譲り受けた音源を、(株)NexToneなどの著作権等管理事業者へ管理委託することで、テレビなどで放送利用された際に著作権等収入として収益化することが可能となり、当該収益の一部をクリエイター報酬としてクリエイターに還元しております。
2. プラットフォームの活性化とは、ユーザーとクリエイター双方の活動が活発になり、当社プラットフォーム上でのコンテンツの流通量や利用頻度が増加することを意味します。

プラットフォームの活性化による音源の利用シーンの拡大



*1 2025年9月末時点 *2 作詞家や作曲家が持つ音源そのものの権利から得られる収入 *3 実演家（歌手、演奏家など）や原盤製作者（レコード会社など）が、音源の利用に対して得られる収入
*4 例えばYouTubeやTikTokなど、インターネット上の動画共有プラットフォームにおいて、音源が利用されることで発生する著作権収入

(b) 動画制作のプロから選ばれる理由

当社では多種多様な種類の音源を取り扱っているため、各放送事業者は、ニュースやバラエティ番組、教育番組など、あらゆるジャンルのテレビ・ラジオ番組におけるBGMなどとして全国的にご利用いただいております。

当社のユーザーには、テレビ等の番組制作者や音響効果担当者などの業界のプロとして活躍されている方も多く、音源の品質やオリジナリティへの拘り、季節性やトレンドを意識した音源ニーズなどがありますが、当社では様々なシーンに対応した音源を取り揃えており、また、随時新しい音源が登録されるため、いつでも新しい音源に出会えること、権利面でも安心してご利用いただけることから、プロの映像制作者からも選ばれるサービスとなっております。

b. 音楽配信収入について

音楽配信に係る収入は、2020年3月にサービス提供を開始した、クリエイターが制作したオリジナル楽曲をApple MusicやSpotifyなどの配信サービスを通じて全世界へ配信することで得られる収入で、近年拡大を続ける音楽配信市場において、本サービスを通じて、クリエイターが保有する作品をより多くのリスナーに視聴いただける機会を提供しております。従来、様々なクリエイターが制作するオリジナル楽曲を1枚のアルバムへ収録した、コンピレーションアルバムの形式で音楽配信を行っていましたが、クリエイター需要の高まりを受け、2021年3月にはクリエイター自身のオリジナルアルバムを配信できるよう機能拡充したことなどにより、多くのクリエイターにご利用いただいております。

本サービスは、ライセンス販売を実施しているクリエイターに限定されず、音楽配信のみを利用したいというクリエイターにもご利用いただけるため、新たなクリエイターの獲得に寄与するほか、Apple MusicやSpotifyなどへの配信楽曲数の増加に伴い、徐々に収益が積み上がっていくストック型の収益モデルとなっております。

③ 当社サービスがクリエイター（音源提供者）から選ばれる理由

a. クリエイターファーストなサービス設計

音楽出版社などに所属しないクリエイターが自身の作品を収益化するためには、著作権管理や契約・価格交渉など、音源の制作だけでなく、作品の販売に至るまでの煩雑な手続きや、その後の販売戦略・プロモーションなど、膨大な時間と労力を要するため、収益化のハードルはとても高いものとなっております。当社がクリエイターに代わり一連の手続きを代行し、当社の運営するオンラインプラットフォーム上で販売することで、クリエイターへ音楽創作活動に専念できる環境と収益獲得機会を提供できるクリエイターファーストな体制を構築しております。

音楽クリエイターの収益化を支援

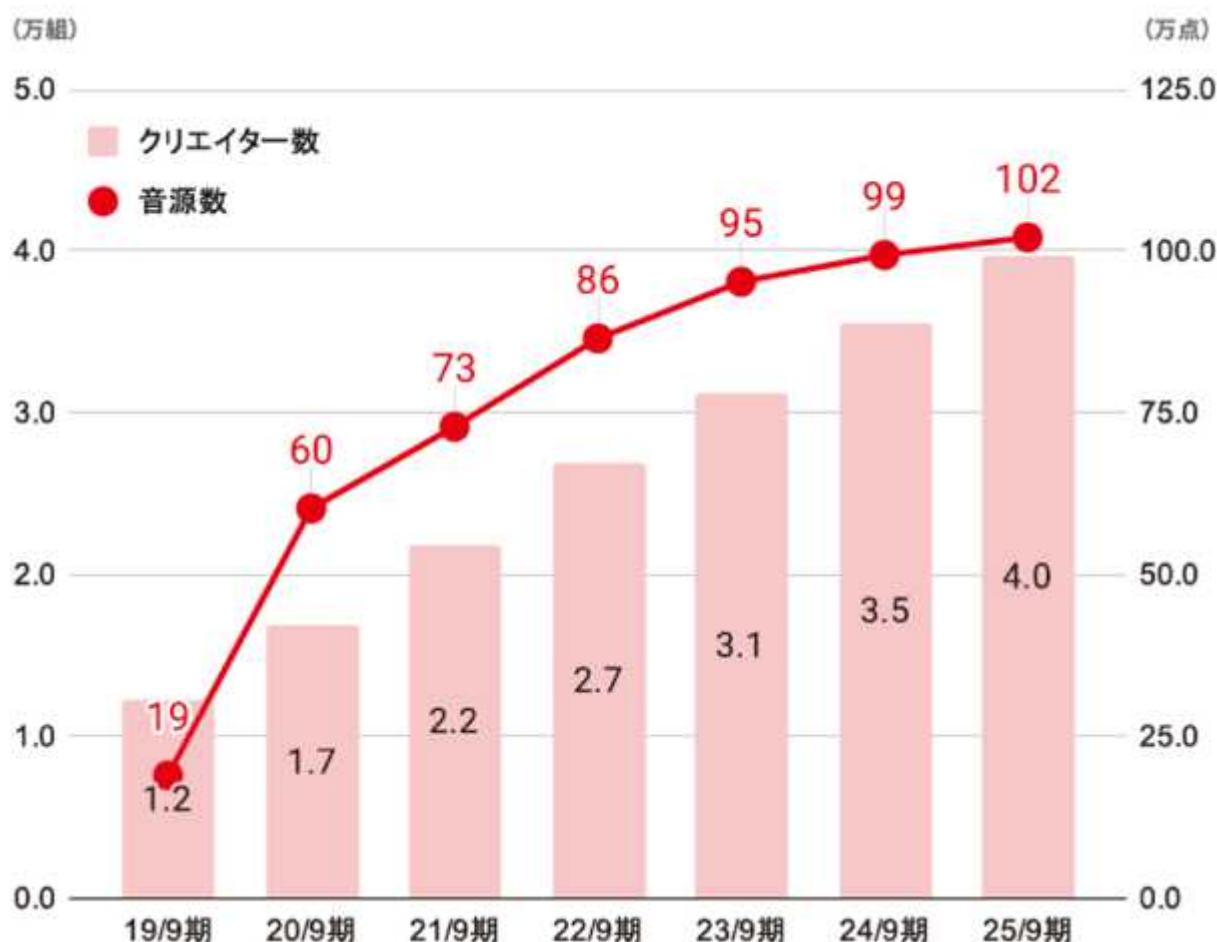
セルフマネジメントで活躍する音楽家をテクノロジーを活用してサポート



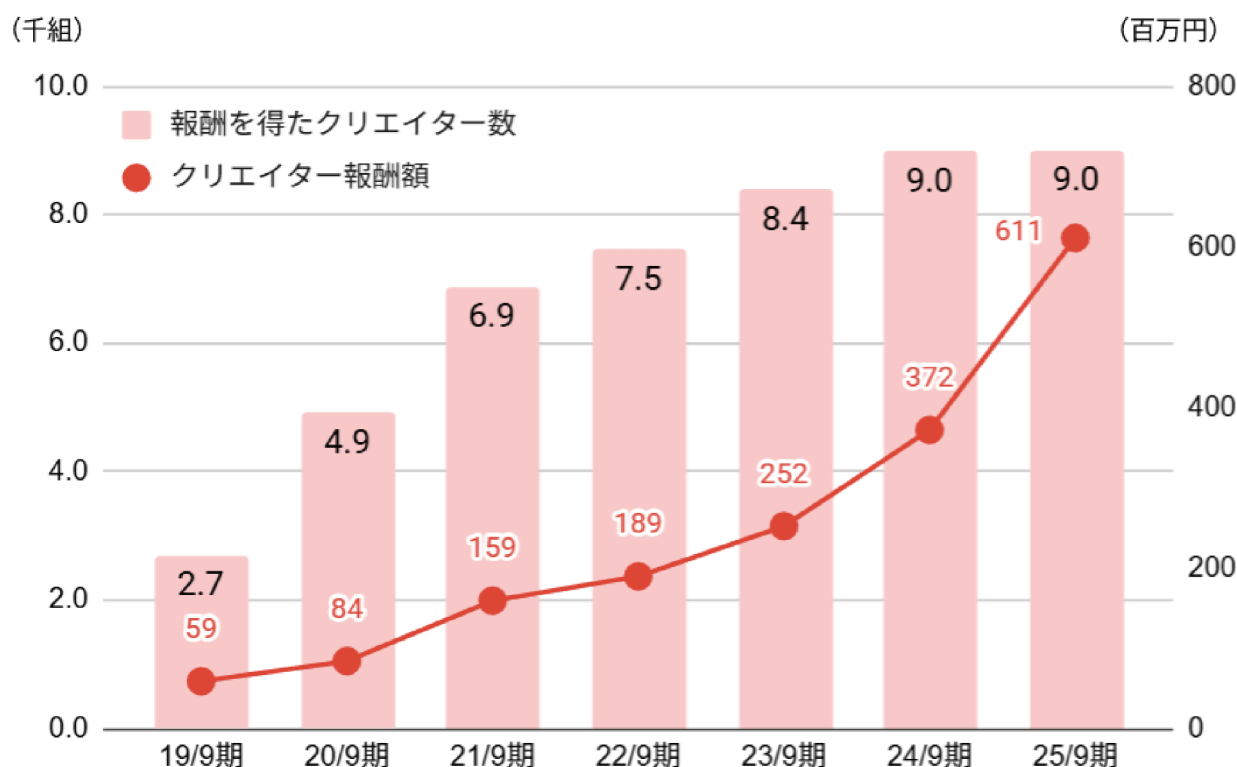
2013年10月のサービス開始以降、クリエイターへの累計収益分配額は17億円を突破(注)、2023年には年間の報酬分配額が1,000万円を超えるクリエイターも誕生しております。オンラインで完結する活動ができるため、音楽制作を本業として活動するクリエイターだけでなく、一般企業に勤めながら副業として音楽を制作するクリエイターや、子育て中のクリエイターなど、様々な環境で活動するクリエイターがAudiostockで活躍しています。全国の音楽クリエイターが、地域や所属の有無、働き方による制約を受けずに自身の作品を収益化できるプラットフォームとして、今後もクリエイター支援を進めてまいります。

(注) 2025年9月時点

クリエイター数と音源数の推移(累計)



クリエイター報酬額の推移



b. 自己実現の場としてのプラットフォーム

クリエイターが制作した音源が様々なシーンで利用されることで、創作意欲の向上につながり、結果として当社のプラットフォームは単なる収益獲得の場ではなく、クリエイターの自己実現を追求できる場にもなっております。

また、販売状況に応じて報酬率が上昇する報酬体系の採用や、優秀なクリエイターの表彰制度等を取り入れることにより、当社に対するクリエイターのコミットメントを高めると同時に良質な音源を継続的に供給可能な体制を構築しております。さらに、報酬はクリエイターの任意のタイミングで引き出すことが可能な設計となっており、作品の制作環境の充実や、普段の楽しみのためにご利用いただくなど、音源品質の向上及びクリエイターの豊かな生活にも貢献しているものと考えております。

その他、当社ではクリエイターとの良好な関係を構築するために、その年に活躍したクリエイターを表彰する祭典「Audiostock CREATORS AWARD」を毎年開催しております。

その年に活躍したクリエイターを表彰する「Audiostock CREATORS AWARD」



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年7月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28(5)	38.1	7.0	5,207

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()に外数で記載しております。
2. 平均年齢・平均勤続年数・平均年間給与は、正社員のみになります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「Happy Creators, Happy Creation-クリエイターがもっと活躍できる世界に-」というビジョンのもと、素晴らしい創造物を生み出す「クリエイターの持続的な創作活動をサポートする」ことをミッションに掲げ、クリエイター収益の最大化と誰もが気軽に創作物を利用できる世の中を実現するべく事業を展開しております。4つのバリュー「be honest, be open」「self design, self control」「think logical, think essential」「move fast, move forward」の精神のもと、クリエイターがもっと輝ける世の中の実現を目指しております。

VALUE

be honest, be open

私たちは、チームとして最高のパフォーマンスを発揮すべく、
情報の透明性を保ちます

self design, self control

私たちは、自身のやるべき仕事を自ら創出し、
責任を持って完遂します

think logical, think essential

私たちは、徹底的に考え抜き、
ビジネスの本質的な成功を追求します

move fast, move forward

私たちは、決めたことを即座に実行し、
絶えず前進します

(2) 経営環境

当社は、音源のライセンスを軸に多層的なビジネスモデルを展開する音源ライツビジネスプラットフォームとして、クリエイターの制作する音源を活用した収益の多様化を図り、クリエイターが輝ける世界の実現を目指して各種事業を展開しております。当社ビジネスの基礎となる音源ライセンス販売サービス「Audiostock」でストックされた音源を活用し、著作権等収入など、新たなサービス領域へ展開していくことで、音源価値の最大化と市場領域の拡大を目指しております。

① ストックミュージック市場(課金収入)

ストックミュージック市場の規模は、国内で120億円、グローバルでは2,403億円となっております。関連市場として、年々拡大基調にあるSNS市場や動画コンテンツ市場が挙げられますが、同市場の成長に伴い、ストックミュージック市場は年間平均成長率8%以上で推移しており、2028年にはグローバルで3,147億円の市場規模になる見込みとなっております。

(注) ストックミュージック市場規模：arizton社レポート「STOCK MUSIC MARKET2023-2028」より当社算出、1ドル155円換算

② 著作権等収入に係る市場

著作権等収入のうち、売上の90%超を占める著作権及び著作隣接権収入については、当社で取り扱う音源がテレビ・ラジオ等放送で利用されることにより収益を獲得することができますが、テレビ・ラジオ等に係る放送領域の国内市場規模は472.4億円(注1)となっており、近年、安定的に推移しております。本サービスは、音源ライセンス販売サービス「Audiostock」でストックされた音源を、著作権等管理事業者へ管理委託することで収益化を図っておりますが、持続的に増加する音源ストックを背景に、今後も当社の市場シェアは拡大していくものと考えております。

また、今後成長が見込まれる市場として、動画配信等から収益を得られるインタラクティブ配信(注2)領域に注目しております。近年、情報技術の発展により、個人から法人まで誰でも気軽に動画による情報発信が可能となったこと、またその視聴方法も従来のテレビに加え、動画配信やコネクテッドTV(注3)等、動画視聴環境の多様化が進み動画配信市場は年々拡大基調にあります。現在、インタラクティブ配信領域における市場規模は650.1億円(注1)ですが、動画配信市場の成長に伴い、インタラクティブ配信市場は毎年10%超の成長を続けており、今後もさらに拡大することが見込まれております。

なお、この成長著しいインタラクティブ配信領域において、人気YouTuberとコラボレーションするなど、収益化の可能性について検討を進めております。

- (注) 1. (株)NexTone「2025年3月期決算説明資料」、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)「2024年度の事業」、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)「2024年度年次報告書」、一般社団法人日本レコード協会「令和6年度決算報告書」より当社算出
2. YouTubeやSNS動画など、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンなど、様々な媒体で動画配信等の視聴が可能な各種サービス
3. テレビ端末をインターネット回線に接続することで、地上波や衛星放送等の番組のほか、NetflixやAmazon Prime Video、TVerなどの動画ストリーミングサービスを視聴することのできるテレビ端末

(3) 経営戦略等

当社の経営戦略は以下のとおりであります。

① 良質な音源の確保

当社の競争力の源泉ともなる良質な音源の継続的な獲得に取り組んでまいります。具体的には、毎月テーマ楽器を決め、登録クリエイターから候補者を募り、スタジオレコーディングによる高音質音源の制作をサポートしたり、著名なクリエイターの参入促進による話題性とクオリティの高い音源の確保、音楽関連事業者などからの音源買取、ユーザーニーズの高い音源の登録が促進されるようなクリエイター報酬制度設計等の各種施策を実施してまいります。また、当社の強みでもある和楽器などの日本らしさのあるコンテンツの更なる充実により、グローバルでの競争力を高めてまいります。

現在、当社サービスにおいて活躍している著名クリエイターの一例

第37回 日本アカデミー賞 優秀音楽賞 受賞の映画音楽作曲家



渡邊 崇 氏

映画作品「舟を編む」で第37回日本アカデミー賞優秀音楽賞を受賞し、「湯を沸かすほどの熱い愛」「帝一の國」など数々の有名作品の楽曲を手掛ける映画音楽作曲家 渡邊崇氏の楽曲をAudiostockで販売開始(2024年10月～)。

アーティストページ
<https://audiostock.jp/artists/23956>

大手ゲームメーカー 「タイトー」のサウンドチーム



ZUNTATA

アーケード、コンシューマー、モバイルなどのゲームサウンド制作を中心に精力的に活動する株式会社タイトーのサウンドチーム「ZUNTATA」のAudiostockに向けた完全書き下ろしのオリジナル作品を販売中(2021年2月～)。

アーティストページ
<https://audiostock.jp/artists/51711>

TikTokで300万本以上の動画に BGMを提供する新進気鋭の作曲家



MoppySound 氏

ショート動画共有アプリ「TikTok」にて300万本以上の動画にBGMとして使用されるなど、ショート動画でのソーシャルネットワーキングサービスにおいて圧倒的な支持を得ているMoppySound氏の楽曲や効果音1,000点超を販売中(2013年10月～)。

アーティストページ
<https://audiostock.jp/artists/348>

② 国内外各社との事業連携

音源や映像、動画等のコンテンツを取り扱う、当社サービスと親和性の高い国内外事業者との販売代理店契約や、SNSや動画配信サービス、動画制作等のプラットフォームビジネスを営む事業者との事業連携により販売強化に取り組んでまいります。

主な事業連携先

年月	概要	
2020年5月	TikTok Pte. Ltd.	ショートムービープラットフォーム「TikTok」への音源提供(注1)
2024年6月	Adobe Inc.	コンテンツ制作アプリ「Adobe Express」と連携(注2)
2024年11月	ソースネクスト(株)	IoTやソフトなどを取り扱うECサイト「ソースネクスト」での音源販売(注3)

- (注) 1. 2020年5月の当社リリース「日本最大級のストックミュージックサービス「Audiostock」TikTokへ楽曲提供を開始」より(<https://audiostock.co.jp/?p=2101>)
2. 2024年6月の当社リリース「コンテンツ制作アプリ「Adobe Express」とストックミュージックサービス「Audiostock」が連携を開始」より(<https://audiostock.co.jp/?p=3914>)
3. 2024年11月の当社リリース「ソフトとIoTの「ソースネクスト・サイト」でAudiostockのBGM・効果音パッケージを販売開始!」より(<https://audiostock.co.jp/?p=4021>)

③ 海外展開

音源ライセンス販売サービス「Audiostock」について、2023年7月に主に北米市場を対象に定額制プランをリリースしております。まだ日も浅いことから業績への寄与度は低いものの、ストックミュージック市場におけるグローバルでの市場規模は2,403億円であり、今後の収益基盤とすべく、海外市場における当社及びサービスの認知度向上に向けた各種施策に取り組んでおります。北米市場を中心に事業展開する同業他社も複数いることから、海外市場においても音源ニーズは旺盛であり、当社の強みでもあるアニメやオタク、和楽器等の日本的な音楽など、海外で需要の高い日本文化を象徴するような音源を切り口にサービスを打ち出し、海外エリアでの事業基盤を確立してまいります。

④ 著作権及び著作隣接権収入に係る著作権管理楽曲数の増加

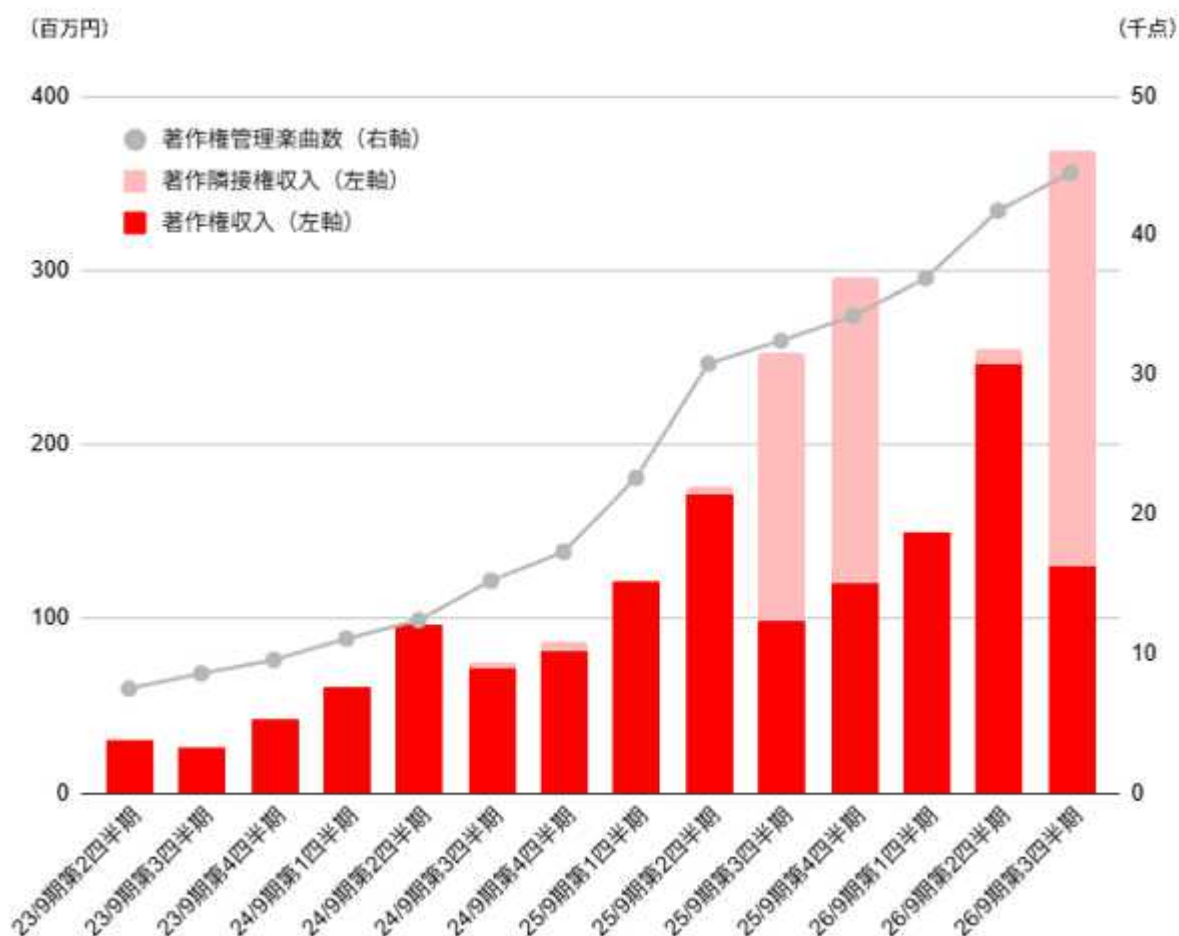
著作権及び著作隣接権収入(テレビ・ラジオ等の放送領域)における市場規模は472.4億円で安定的に推移しており、市場における当社サービスのシェアは約1.9%程度と、更なるシェア拡大の余地があると考えております。著作権及び著作隣接権収入は、著作権等管理事業者へ管理委託する著作権管理楽曲数の増加に比例して増加する傾向にあり、また、中長期にわたり継続的に利用されるものも多いため、継続的に音源の管理委託手続きを進めるとともに、手続きの効率化などにより、シェア拡大を加速させることを模索しております。

2025年9月末現在、当社では約4万組のクリエイターとのネットワークを有し、毎月3,000点超の音源が音源ライセンス販売サービス「Audiostock」に新規登録されており(注1)、管理委託可能な音源数は随時増加していることから、今後、中長期的に著作権及び著作隣接権収入の更なるシェア拡大が期待されると考えております(注2)。

さらに、当社で取扱う音源について、テレビ等放送での利用状況をモニタリング可能なツールを活用することで、放送利用されているものの、未だ著作権等管理事業者へ管理委託されておらず、収益化できていない音源を特定することができるため、そのような音源を優先的に管理委託することで、効率的に著作権及び著作隣接権収入の積み上げが可能な体制を整備しております。

- (注) 1. 2025年9月時点における過去1年間の平均音源登録件数
2. クリエイターが「Audiostock」に登録した音源のうち、著作権原盤権等譲渡契約を締結した作品が対象となります。

著作権管理楽曲数及び著作権等収入



（注）2025年9月期第3四半期及び第4四半期に、著作権隣接権収入が増加しております。これは2024年以降、当社のような商用CDなどを取り扱わない事業者も著作権隣接権使用料を受領することが可能となり、2025年9月期までに各著作権隣接権管理団体から著作権隣接権使用料を受領できる体制が整ったことによるものであります。

⑤ インタラクティブ配信領域への新展開

これまで、著作権収入はテレビ・ラジオ等の放送事業をメイン市場としてサービス展開をしてまいりました。一方で、近年はYouTubeなどの動画配信媒体を通じて、全世界の誰もが情報発信することが可能になったことで、動画配信市場が急成長する中、テレビ等の既存媒体以外においても、著作権等収入を獲得できる機会が整いつつあります。当社で取り扱う音源についても、これまでにYouTube動画において4,000万件以上の動画でご利用いただいております（注）。そのような中で当社は、動画配信媒体などで音源利用された際に著作権等収入を獲得できるインタラクティブ配信領域での収益化について検討しております。現在は、人気Youtuberとのコラボレーションなどの取り組みや、2026年4月には、YouTubeなどの動画配信プラットフォームにおいて、無料で利用可能なBGM・効果音を提供する新サービス「ビートリ」ベータ版をリリースするなど、インタラクティブ配信領域における可能性について検討を進めております。

（注）2026年3月時点

⑥ 音源数増加による各サービス間のシナジー効果

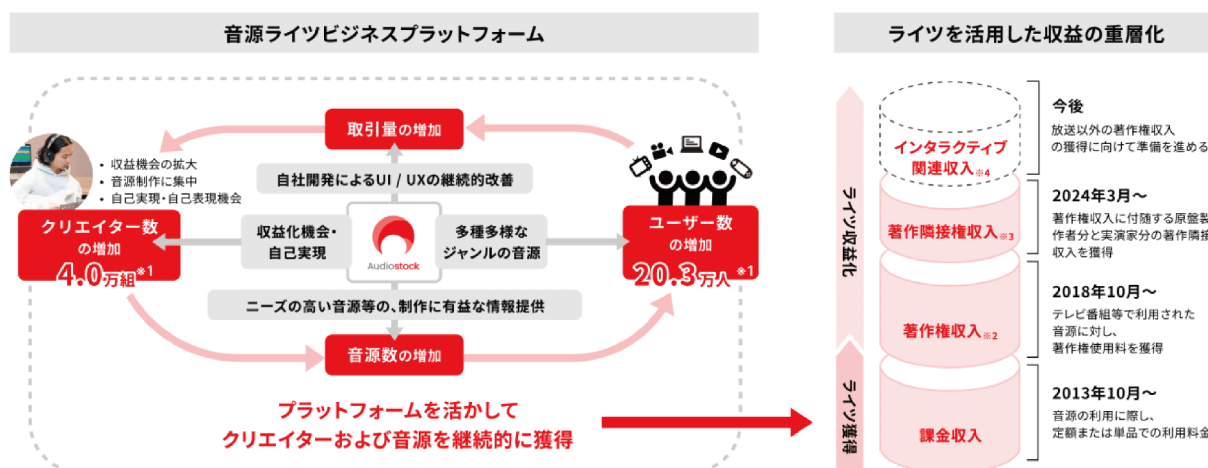
著作権等収入は、音源ライセンス販売サービス「Audiostock」に登録された音源のストックが基盤となっておりますが、クリエイターは自身が制作した音源がテレビ放送等で広く利用されることで、創作意欲が刺激され、新たな音源の創作につながる効果が期待できます。その結果、「Audiostock」のユーザーの増加と音源登録数や取引量の増加、ひいては著作権等収入サービスの利用機会の増加につながるなど、各サービス間における好循環が生まれやすい仕組みになっており、これらのサービスが有機的につながることで、事業全体の収益拡大に寄与しているものと考えております。

⑦ 事業領域の拡大

当社はこれまで、音源ライセンスビジネスのプラットフォームとして、クリエイターからお預かりした音源を、単品や定額制ライセンス販売にはじまり、その後、著作権等収入への進出のほか、他社企業との提携契約など、音源ライセンスを軸として事業領域を徐々に拡大してまいりました。

その結果、一つのクリエイター作品を複数チャンネルで収益化することで、クリエイター収益の最大化を図ることが可能になりました。今後もクリエイターの制作する音源のライセンス販売を軸として、様々なサービスへとビジネスモデルを拡張していくことで、クリエイターの活躍の場を広げていきたいと考えております。

音源ライセンスを軸に多層的にビジネスを展開



※1 2025年9月末時点 ※2 作詞家や作曲家が持つ音源そのものの権利から得られる収入 ※3 実演家（歌手、演奏家など）や原盤製作者（レコード会社など）が、音源の利用に対して得られる収入
※4 例えばYouTubeやTikTokなど、インターネット上の動画共有プラットフォームにおいて、音源が利用されることで発生する著作権収入

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高、営業利益及びそれらの成長率を重視しており、中期的な事業拡大と企業価値の向上を図ってまいります。加えて、各サービスの継続的な成長を実現するため当社ビジネスの土台となる音源ライセンス販売サービス「Audiostock」については主要な定額制契約件数(エンタープライズプラン及びスタンダードプラン)を、著作権等収入については著作権管理楽曲数をそれぞれ経営上重要な指標としております。

		2023年9月期			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高(課金収入)	(百万円)	102	106	106	113
売上高(著作権等収入)	(百万円)	27	36	32	48
四半期営業損失(△)	(百万円)	△32	△17	△30	△9
定額制契約件数(累計)	(千件)	4.7	5.2	5.9	6.6
著作権管理楽曲数(累計)	(千点)	6.5	7.5	8.6	9.5

		2024年9月期			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高(課金収入)	(百万円)	129	126	129	136
売上高(著作権等収入)	(百万円)	68	104	83	94
四半期営業利益又は 四半期営業損失(△)	(百万円)	11	29	5	△6
定額制契約件数(累計)	(千件)	6.9	7.2	7.7	8.2
著作権管理楽曲数(累計)	(千点)	11.1	12.4	15.2	17.3

		2025年9月期			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高(課金収入)	(百万円)	149	150	151	152
売上高(著作権等収入)	(百万円)	130	185	263	306
四半期営業利益	(百万円)	48	86	120	127
定額制契約件数(累計)	(千件)	8.6	8.9	9.4	9.7
著作権管理楽曲数(累計)	(千点)	22.6	30.8	32.4	34.2

		2026年9月期		
		第1四半期	第2四半期	第3四半期
売上高(課金収入)	(百万円)	161	163	162
売上高(著作権等収入)	(百万円)	161	267	381
四半期営業利益	(百万円)	64	117	163
定額制契約件数(累計)	(千件)	9.8	9.9	10.1
著作権管理楽曲数(累計)	(千点)	36.9	41.8	44.5

(注) 定額制契約件数(累計)は、主要な定額制契約件数(エンタープライズプラン及びスタンダードプラン)を記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が今後事業を拡大し、継続的な成長を行うために、当社は以下に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、継続的なユーザー開拓及びサービスの開発・改良による顧客満足度の向上、利用顧客規模の拡大に応じた内部管理体制強化等の整備を進め、企業価値の更なる向上を目指して取り組んでまいります。

① サービス機能の継続的向上とシステムの安定稼働

ユーザーにとって使いやすく且つ安定的にサービスを提供していくためには、開発力の強化及びシステムの稼働体制を整備することが重要課題であると認識しております。近年は、クリエイターからの音源登録数が毎月3,000点(注1)を超えるペースとなっており、ユーザー及びクリエイター登録数も増加傾向にあることから、サーバー設備の管理・強化などによる、システムの安定性確保に継続的に取り組んでおります。

また、クリエイター及びユーザー体験の向上のため、過去の取引履歴などのデータ分析や利用者からの意見を収集し、サービス機能の強化やUI/UX(注2, 3)の改善に継続的に取り組むとともに、新たな情報技術やサービスに関する情報収集とタイムリーな採用による更なるサービス機能の向上に取り組んでまいります。

(注) 1. 2025年9月時点における過去1年間の平均音源登録件数

2. UI(UserInterface)とは、サービスサイトのデザインなどの操作画面・操作方法などを指します。

3. UX(UserExperience)とは、システムやサービスなどの利用を通じてユーザーが得られるユーザー体験を指します。

② 優秀な人材の採用と育成

当社事業の持続的な成長を実現するためには、当社のコーポレートビジョンに共感する優秀な人材の採用・育成が不可欠であると認識しております。当社では、従業員の生産性を最大化し、人材の定着率を高めるための労働環境の整備、及び勤務地に縛られることなく優秀な人材が採用できるようリモートワークによる勤務体制を整備しております。また、複数の採用媒体の活用や採用広報の強化、採用イベントへの登壇等、多様な採用チャネルを活用し、採用人数の安定的な確保のため、労働時間の管理、社内外の勉強会等によるスキルアップ支援等、やりがいのある働きやすい環境作りに取り組んでおります。

③ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やコーポレート・ガバナンスの強化を図るためには、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。そのため、これまでも内部管理体制の整備を進めてまいりましたが、今後も経営の透明性・健全性を確保するため、実効性ある内部監査の実施による内部管理体制の強化、監査役監査によるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

④ 財務基盤の強化

当社は現在、安定的に営業キャッシュ・フローを創出しており、事業継続に支障を来すような財務上の課題は認識しておりません。また、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でありますが、必要に応じて金融機関からの借入による資金調達も可能であることから、提出日現在において優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えております。今後の事業拡大に備えて、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等による財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

⑤ 新サービス・新規事業の立ち上げ

急速な進化、拡大を続けているデジタル音源領域において、当社が企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大と収益源の多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのため、これまでも音源ライセンスを軸として様々なサービスへとビジネスモデルを拡張してまいりましたが、今後も当社の強みである音源及びライセンス管理に関するノウハウを活かしたサービス領域の拡大及び新規事業の創出に積極的に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社の取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適切な取引など、サステナビリティをめぐる課題への対応はリスクの減少のみならず、収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から議論をしております。当社のサステナビリティ全般に関するガバナンスについては、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

当社では、当社のバリューである「be honest, be open」「self design, self control」「think logical, think essential」「move fast, move forward」を行動指針として、全役職員に対して定期的に周知を図ることで企業風土の醸成に取り組んでおります。

① 人材育成方針

当社は、自主的な社内勉強会の開催や従業員の資質の向上と能力開発を行い、企業の発展と社会的信用の増大による社会への貢献を推進してまいります。また、専門的な教育や資格取得に向けた研修等、従業員のキャリアアップに向けた機会の提供を積極的に行ってまいります。

② 社内環境整備方針

当社では、リモートワーク制度を早くから導入しており、オンライン上での業務効率化やコミュニケーション促進のための多様なツールを導入し、不安やストレスを感じることなく個々人が適切に能力を発揮できる環境整備に努めております。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能となるよう、リスク管理についての基本方針及び推進体制の概要をリスク・コンプライアンス規程に定めるとともに、各部署長以上で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1度以上開催しており、サステナビリティに関連する各リスクを含む、全社的なリスクマネジメントに関わる課題・対応策について協議しております。なお、当社のサステナビリティ全般に関するリスク管理については、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視するために用いられる情報としての指標及び目標を具体的に定めておりませんが、今後、長期的な評価・管理について検討を進める中で、必要がある場合には設定を行ってまいります。また、人的資本に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関しましては、当社は現在、女性、外国人、中途採用者等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① スtockミュージック市場の動向について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が事業を展開するStockミュージック市場は、動画配信市場の成長にあわせて、今後も継続的に拡大することを見込んでおります。これは主に、動画配信市場の成長にあわせて、動画に使用されるBGMや効果音の需要が高まっているためと考えております。また、テクノロジーの発達とスマートフォンなどのモバイル端末の普及により、個人がクリエイターとしてSNS等で発信するなど、法人・個人を問わず幅広いユーザーが高品質かつ多様な種類の音源を求めるようになってきており、今後も市場の拡大余地があると考えております。

一方で、音源の過剰供給による競争激化やユーザーニーズの変化等、Stockミュージック市場においては様々な環境変化が生じる可能性があります。当社の事業はこれらの市場動向の影響を受ける可能性があり、市場成長の鈍化や市場ニーズの変化に対応できなかった場合、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 著作権等収入に係る市場の動向について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が事業を展開する著作権等収入に係る市場は、テレビ・ラジオ局などの放送事業収入(注1)を収益基盤として安定的に推移しております。また、事業参入から日も浅いため、同市場における当社のシェアは未だ1.9%に過ぎず、今後更なるシェアの拡大を見込んでおります。

一方で、昨今、インターネットでの動画配信や音楽配信等、コンテンツの多様化が進み、既存メディアの視聴時間の減少等、業界構造は大きく変化しており、今後も様々な環境変化が生じる可能性があります。当社の事業はこれらの市場動向の影響を受ける可能性があり、市場成長の鈍化や市場ニーズの変化に対応できなかった場合、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1 放送事業収入にはYouTubeやTVerなどのインタラクティブ配信に係るものは含まれません。

③ 競合について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

音源コンテンツには言語の壁がないため、海外大手事業者による日本進出や競合他社による新規参入の可能性があります。

一方で、当社では多くの日本人クリエイターに登録いただいております。日本の文化や嗜好など、日本人のニーズにあった音源を多数保有していることや、保有音源数が100万点超(2025年9月時点)となっており、日本国内、とりわけオンライン販売の領域においては一定程度の地位を構築できているものと認識しております。

また、海外の類似サービスによる日本市場への参入や新規参入については、日本人の文化や嗜好にあった音源の提供、日本語でのサポート対応など、日本独自の商慣習への対応が求められることを考慮すると、一定の参入障壁を構築できているものと考えております。

しかしながら、海外大手事業者による本格的な日本進出や、他社の新規参入により競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネット通信環境について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社のサービスは、主にオンライン上で取引が実施されるため、インターネット通信環境が整備されていることが不可欠の事業であると考えております。近年、インターネット通信環境は十分に整備され、パソコンやスマートフォンなどのデバイスも広く普及するとともに、今後もスマートデバイスの利用拡大は継続すると見込まれており、当社サービスを提供するための環境は十分に整備されているものと考えております。

しかしながら、インターネット通信環境の悪化、スマートデバイスの普及の著しい鈍化、不正使用等の弊害の発生など、予期せぬ要因により今後の当社サービスの拡大を阻害するような状況が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ⑤ 技術革新及び音源生成AIの進展に伴う事業環境の変化について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が事業を展開する音源コンテンツ業界においては、技術革新やユーザー嗜好の変化が速く、市場環境は継続的に変化しております。

当社としても、技術進展や顧客ニーズなどに応じたシステムやサービスの拡充等事業戦略の随時見直しの必要があるものと考えており、市場動向を常に注視しておりますが、予期しない技術革新などが起こり、当社が迅速に対応できなかった場合には、サービスの競争力の低下及び顧客の流出等につながり、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、近年においては、AI技術を活用した音源生成技術の発展により、テキスト等の入力によって安価かつ大量に音源を生成するサービスが国内外で登場しております。現時点においては、音源生成AIは、著作権侵害リスクや法的責任の所在に関する不確実性が、特に商用利用における一定の制約となっている一方で、当社は、登録クリエイターの本人確認及び独自の審査体制により権利関係が明確な音源を多数保有していることにより、一定の競争力を確保できていると認識しております。

しかしながら、今後、法制度の整備や社会規範の変化、技術的な権利侵害防止策の進展等により音源生成AIがさらに普及した場合には、ユーザーの離脱や音源需要の減少、価格競争の激化等により市場環境が変化し、当社の競争力が低下する可能性があります。こうした変化に当社が十分に対応できなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ⑥ システム障害・不具合について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、インターネット上において音源コンテンツの販売を主力サービスとしているため、オンラインサービスの安定運用のためのシステムの強化、セキュリティ対策に注力しております。

しかしながら、システムの不具合やアクセス集中による一時的に過大な負荷、外部からの不正など、当社が予期しない事象の発生により、当社のシステムがダウンした場合には、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営及び会社組織(事業体制)に関するリスク

- ① 優良クリエイターの確保について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、オンライン上で不特定多数のクリエイターから音源を受け入れ、販売しております。音源の品質向上と購入者のニーズにあった音源を提供するクリエイター増加のため、販売状況に応じて報酬率が上昇する報酬体系の採用や表彰制度のほか、クリエイターに向けた各種情報発信などの施策を継続的に実施しております。

しかしながら、当社が予期しない事象の発生により、優良クリエイターを確保できず、当社が保有する音源コンテンツのクオリティ水準が低下し、ユーザーニーズに対応できない状況となった場合、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ② 知的財産権について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、オンライン上で不特定多数のクリエイターから音源を受け入れ、販売しております。当社としては、利用規約やウェブサイト上で注意喚起を行い、クリエイターの本人確認を徹底し、また審査体制を整えるなど、クリエイターによる不正が生じないよう対策を講じております。

しかしながら、クリエイターが第三者の権利を侵害する音源を当社のサービスに登録し、当社がこれを認知することができないまま当社のサービス上で公開した場合、意図せず第三者の権利を侵害してしまう可能性があり、訴訟や風評リスク等、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ③ 特定顧客への依存について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社売上高に占める主要取引先の割合は以下のとおりです。

取引先名	2024年9月期実績		2025年9月期実績		2026年9月期 第3四半期累計期間実績	
	売上高 (千円)	売上高合計に 占める割合	売上高 (千円)	売上高合計に 占める割合	売上高 (千円)	売上高合計に 占める割合
(株)NexTone	310,889	35.0%	511,110	33.9%	523,884	40.0%
(株)スペースシャワー ネットワーク	29,318	3.3%	322,348	21.4%	173,923	13.3%

著作権等収入における収益の大半を両社を介して獲得している状況であります。両社とは良好かつ安定的な取引関係を維持できており、現時点において、取引関係に支障をきたす事象は生じておりません。今後も継続的な取引が維持できるものと考えておりますが、何らかの理由により同社との取引関係が継続困難となった場合や取引が大幅に減少する場合には、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、今後は同社への依存度を下げるべく、他の既存取引先との取引拡大や新規取引先の開拓によりリスク低減に努める方針であります。

④ 個人情報の管理について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、業務に関連して多数の顧客の個人情報を取り扱っております。これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を制定し、個人情報の取扱いに関する社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。また、2025年2月には、セキュリティの一層の強化のためISMS(注)を取得しております。

しかしながら、不正アクセスやその他の予期せぬ方法により、個人情報の外部流出や不正に悪用されるといった事態が発生した場合には、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) ISMS(ISO/IEC27001)とはスイスのジュネーブに本部を置く非政府機関International Organization for Standardizationが制定した情報セキュリティマネジメントシステムに関する規格であります。

⑤ 人材採用・育成について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、今後の事業規模の拡大のために、組織体制の強化に取り組む必要があると認識しております。組織体制強化のため、当社のコーポレートビジョンに共感する優秀な人材の採用や、育成のため採用候補者に向けた広報活動や社内教育体制の充実など各種施策に取り組んでおります。

しかしながら、当社の求める人材の採用・育成が十分でない場合や予期せぬ人材の流出があった場合には、日常的な業務運営はもとより、事業拡大に向けた各種施策の推進が困難となるなど、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ コンプライアンス体制について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業の維持・拡大のためにコンプライアンス体制の充実が不可欠であると考えており、社内規程としてリスク・コンプライアンス規程を制定するとともに、同規程に基づくリスク・コンプライアンス委員会を設置し、社内教育の徹底と管理体制の構築による役職員のコンプライアンス意識の醸成と維持・向上を図っております。

しかしながら、当社が予期しないコンプライアンス上の事象が発生した場合には、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 特定人物への依存について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の創業者であり大株主でもある代表取締役社長西尾周一郎は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、事業の推進において重要な役割を担っております。同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、取締役会や経営会議等の重要な会議体等において、役員及び幹部社員への情報共有や権限移譲を進めたり、幹部人材の育成及び強化を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができない事態となった場合には、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 小規模組織であることのリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 海外展開に関するリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2023年7月に音源ライセンス販売サービス「Audiostock」海外版を開始しております。海外展開にあたっては、現地企業又は現地の情勢、動向に相当の知見を有する外部専門家との連携を図り、また必要な場合は

専門人材の拡充検討も含め、適切に対応してまいります。現在は主に北米を中心としたサービス展開をしておりますが、中長期的には、その他の地域への展開も模索しており、各国における政情不安の発生、当社事業に関連する法規制の成立又は改正等が生じた場合には、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ プラットフォームの仕様変更等について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

音源ライセンス販売サービス「Audiostock」のユーザーの多くは、YouTubeなどの動画配信プラットフォームを活用し動画配信を行っております。また当社は、Apple MusicやSpotifyなどの音楽配信プラットフォームを通じて音楽配信サービスを提供しております。各種サービス提供にあたっては、各プラットフォームの動向を注視するとともに、仕様に沿ったサービス提供に努めておりますが、プラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換、大幅な仕様変更などがあり、これに対応できない場合、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

① 業績の季節変動について(発生可能性：高、発生時期：毎年、影響度：小)

当社は、継続的かつ安定した収益の確保を目的として、四半期ごとの業績平準化に努めております。しかしながら、著作権等収入のうち、著作隣接権収入に係る業界団体からの分配サイクルは、4月から9月に集中するため、第3四半期(4月～6月)と第4四半期(7月～9月)に売上高が偏る傾向にあります。

当社としては、著作隣接権収入について慎重な計画の策定と、定期的な進捗確認を通じた業績管理を実施しておりますが、計画どおりに進捗しない場合には、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2025年9月期の四半期毎の売上高及び営業利益は、次のとおりです。

	第1四半期 (10～12月)	第2四半期 (1～3月)	第3四半期 (4～6月)	第4四半期 (7～9月)
売上高(千円)	280,997	348,164	416,972	460,893
累計売上進捗率(%)	18.6	41.7	69.4	100.0
営業利益(千円)	48,240	85,586	119,892	127,087

② 著作権等収入の過年度比較及び将来の収入予測の困難性について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は2025年9月期より著作隣接権収入の本格的な計上を開始した結果、著作権等収入が大きく増加しております。著作隣接権収入は、当社が著作権等管理事業者から利用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。その結果、本格分配の初年度であることから、2025年9月期の著作隣接権収入には、通常の報告対象期間以前の放送使用分も分配の対象となり、これに係る売上高91百万円とこれに伴うクリエイター報酬及び著作権等管理手数料39百万円も2025年9月期の収益、費用として認識していることから、過年度との比較が困難となっております。

また、当社の著作権等収入は成長途上であり、放送使用状況の把握や収入予測に活用できる十分な過年度データがまだ蓄積されていないため、将来の収入予測には一定の不確実性があります。当社は主要なテレビ放送局での利用状況をモニタリングできる外部ツールを活用し、可能な限り放送使用動向を把握して予算の精度向上に努めておりますが、テレビ等放送局の放送事業収入の変動の影響等も受ける著作権等収入の特性上、収入が想定どおりに推移しない場合があります。

そのため、過年度の業績推移のみでは、当社の今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

③ 自然災害、人為災害及びパンデミック等について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

地震、風水害等の天災や事故、火災、テロ攻撃、戦争等により、システムの予期せぬ停止、設備の損壊、電力供給の制限などの不測の事態が発生した場合には、事業運営及びサービス提供に支障が生じる可能性があり、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また当社は、新型コロナウイルス感染症などのパンデミック等に対応するため、積極的なリモートワークの活用により、経常的に業務運営に支障のない体制を整備してまいりました。しかしながら、感染症のまん延が長期化し、経済活動の停滞によって事業環境が悪化した場合、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業運営にあたって、予期せぬトラブルや問題が生じた場合、当社の瑕疵にかかわらずこれらに起因する損害賠償の請求や、訴訟の提起を受ける可能性があります。これらの事象が発生した場合は、起訴内容や損害賠償額の状況及びその結果によっては当社の社会的信用が低下することに加え、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 株主構成について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

2025年9月末現在において、当社発行済株式総数4,059,000株のうち、計1,729,000株はベンチャーキャピタルが所有しており、その保有割合は42.6%となっております。一般的に、ベンチャーキャピタルは市場での株式売却によるキャピタルゲインの獲得が株式保有の目的であることから、ベンチャーキャピタルが当社株式を市場で売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 配当政策について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は株主利益の最大化を経営上の重要な課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあるため、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針であるため、内部留保の充実を図り、配当を行っておりません。将来的には利益還元の方策の一つとして配当を行う方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

⑦ 税制及び繰延税金資産について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業拡大のために人材採用や宣伝広告、開発等の積極的な投資を行ってきたため、第18期事業年度末時点において税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりません。今後、繰越欠損金の繰越控除、又は期限切れによる繰越欠損金の解消により、課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は将来の課税所得に関する予測に基づき繰延税金資産を計上しております。当該予測は、策定時点の事業計画における主要な仮定に基づいております。そのため、経営環境の変化等によりこれらの仮定に乖離が生じ、将来の課税所得の見積額が減少した場合には、繰延税金資産の取崩し(評価性引当額の計上)が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 調達資金の使途について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、当社及びサービスの認知度向上と新規ユーザー獲得のための効果的な広告宣伝費、優秀な人材を採用するための人件費等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する外部環境やその他の事由により、当初想定していなかった使途への資金充当の可能性や、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定した投資効果が得られない可能性があります。そのため、当初計画に則った資金投下を基本戦略とするものの、経営環境の変化を常に観察し、当初計画に固執することなく、柔軟な資金投下戦略による資本効率の最大化を目指してまいります。

⑨ ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、役員及び従業員並びに外部協力者のモチベーション向上及び事業貢献のためストック・オプションを付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は398,800株であり、発行済株式総数4,059,000株の9.8%となっております。ストック・オプションの付与にあたっては、付与時期の分散等による権利行使可能期間の分散等を図っておりますが、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑩ 代表取締役の所有株式に係る担保設定について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社代表取締役である西尾周一郎は、当社の経営基盤を安定化させ、より機動的な経営判断を可能とする体制

を構築することを目的として、同氏の資産管理会社である株式会社ウエストテイルズ（以下、「資産管理会社」）を通じて、当社の既存株主より当社株式（252,800株。詳細については、後記「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」をご参照ください。）を取得いたしました。

当該株式の取得資金として、資産管理会社は株式会社中国銀行（以下、「金融機関」）との間で当座勘定貸越約定書を締結し、借入を行っております。本借入契約等のコベナント条項に基づき、当社株式の上場に伴うロックアップ期間の終了後速やかに、同氏及び資産管理会社が保有する当社株式の一部について、借入金の担保として質権が設定される予定であります。また、担保提供株式の時価の60%の水準が借入金額を上回るよう質権設定対象となる株式数が定まることから、株価の変動によっては、追加で当社株式が担保提供される可能性があります。

当該借入契約等において、資産管理会社又は連帯保証人である西尾周一郎について、下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、その債務の弁済に充当するため、担保対象株式の売却が行われる可能性があります。

- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- ・手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ・支払の停止があったと認められる事実が発生したとき
- ・預金その他の金融機関に対する債権について仮差押、保全差押、又は差押の命令、通知が発送されたとき
- ・担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき
- ・金融機関に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- ・上記のほか、提出する財務状況等に重大な虚偽があるなど、金融機関の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

同氏は、当社の筆頭株主として今後も一定の議決権を保有し、株主共同の利益を追求する方針を有しておりますが、東京証券取引所における売却又はその他の方法により担保対象株式の売却がなされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、担保対象株式の売却がなされた場合には、株主構成の変化をもたらし、筆頭株主をはじめとする大株主の構成が大きく変わる可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第18期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(資産)

当事業年度末における総資産は1,428,868千円となり、前事業年度末に比べ624,404千円増加いたしました。流動資産は1,328,605千円(前事業年度末比542,824千円増加)となりました。主な増加要因は、現金及び預金の増加553,203千円によるものであります。また、固定資産は100,262千円(前事業年度末比81,579千円増加)となりました。主な増加要因は、ソフトウェア(ソフトウェア仮勘定含む)の新規計上に伴う増加16,085千円、著作権の取得に伴う増加3,800千円及び繰延税金資産の新規計上に伴う増加63,106千円等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は638,921千円となり、前事業年度末に比べ184,603千円増加いたしました。流動負債は637,236千円(前事業年度末比195,763千円増加)となりました。主な増加要因は、未払金の増加129,708千円、契約負債の増加45,641千円、未払消費税等の増加22,002千円等によるものであります。固定負債は1,685千円(前事業年度末比11,160千円減少)となりました。これは長期借入金の返済(繰上返済を含む)によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は789,946千円となり、前事業年度末に比べ439,801千円増加いたしました。これは当期純利益439,801千円を計上したことによるものであります。

第19期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は前事業年度末より104,607千円増加し、1,533,475千円となりました。これは主に、現金及び預金が95,162千円、売掛金が6,205千円、無形固定資産が8,511千円増加した一方で、前払費用が4,353千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は前事業年度末より77,125千円減少し、561,796千円となりました。これは主に、未払法人税等が5,382千円増加した一方で、未払金が21,723千円、契約負債が24,589千円、その他の流動負債が34,197千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は前事業年度末より181,732千円増加し、971,679千円となりました。これは中間純利益181,732千円を計上したことによるものであります。

第19期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は前事業年度末より376,677千円増加し、1,805,545千円となりました。これは主に、現金及び預金が362,883千円、売掛金が3,788千円、無形固定資産が10,695千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は前事業年度末より31,922千円増加し、670,843千円となりました。これは主に、未払金が38,331千円、契約負債が14,403千円、未払法人税等が8,367千円増加した一方で、その他の流動負債が26,183千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は前事業年度末より344,755千円増加し、1,134,702千円となりました。これは四半期純利益344,755千円による利益剰余金の増加によるものであります。

② 経営成績の状況

第18期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社が運営する音源ライセンス販売サービス「Audiostock」は、主に動画配信や動画広告などにおいて、個人・法人を問わず、動画のクオリティやオリジナリティの向上などを目的として幅広く利用されております。また、一部の楽曲については、テレビやラジオ放送等の放送事業者を通じ、あらゆるジャンルのテレビ・ラジオ番組におけるBGMなどとして利用されているほか、世界中に展開する複数の音楽配信サービスを通じ視聴用として利用されております。

当社が事業を展開するストックミュージック市場は、今後も継続的な拡大が見込まれております。これは主に、動画広告市場や動画配信市場の成長にあわせて、動画に使用されるBGMや効果音の需要が高まっているためと考えております。また、テクノロジーの発達とスマートフォンなどのモバイル端末の普及により、個人がクリエイターとしてSNS等で発信するなど、個人・法人を問わず幅広いユーザーが高品質かつ多様な種類の音源を求めるようになってきており、今後も市場の拡大余地があると考えております。

このような状況の中、当事業年度においては、2024年10月及び2025年3月並びに2025年5月に単品販売による売上及び利益率向上のための施策として、自社保有音源を活用した楽曲のまとめ売りセールをスポットで実施したほか、国内定額制プラン及び2023年7月にフルリニューアルした「Audiostock」海外版の販売促進のための各種施策を継続して実施いたしました。また、当社で音楽著作権を管理している楽曲について、著作権等管理事業者への管理委託登録を推し進めました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,507,028千円(前期比69.8%増)、営業利益は380,807千円(前期比905.7%増)、経常利益は377,478千円(前期比847.3%増)、当期純利益は439,801千円(前期比1,020.5%増)となりました。

なお、当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、課金収入サービス及び著作権等収入サービスを展開しております。

第19期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社では、「クリエイターの持続的な創作活動をサポートする」というミッションの達成に向けて、当中間会計期間においては、2025年10月と2026年3月に単品販売による売上及び利益率向上のための施策として、自社保有音源を活用した楽曲のまとめ売りセールをスポットで実施したほか、国内定額制プランの販売促進のための各種施策を継続して実施いたしました。また、当社で音楽著作権を管理している楽曲について、著作権等管理事業者への登録を推し進めました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は765,893千円(前中間会計期間比21.7%増)、営業利益は180,677千円(前中間会計期間比35.0%増)、経常利益は182,896千円(前中間会計期間比36.7%増)、中間純利益は181,732千円(前中間会計期間比36.2%増)となりました。

なお、当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、課金収入サービス及び著作権等収入サービスを展開しております。

第19期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当社では、「クリエイターの持続的な創作活動をサポートする」というミッションの達成に向けて、当第3四半期累計期間においては、2025年10月と2026年3月に単品販売による売上及び利益率向上のための施策として、自社保有音源を活用した楽曲のまとめ売りセールをスポットで実施したほか、国内定額制プランの販売促進のための各種施策を継続して実施いたしました。また、当社で音楽著作権を管理している楽曲について、著作権等管理事業者への登録を推し進めました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,310,617千円(前四半期累計期間比25.3%増)、営業利益は344,128千円(前四半期累計期間比35.6%増)、経常利益は346,400千円(前四半期累計期間比37.7%増)、四半期純利益は344,755千円(前四半期累計期間比37.4%増)となりました。

なお、当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、課金収入サービス及び著作権等収入サービスを展開しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ553,203千円増加し、1,279,198千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、590,274千円の増加となりました。これは主に、税引前当期純利益377,478千円の計上、預け金の減少13,071千円、営業債務(未払金、契約負債)の増加175,349千円、未払消費税等の増加22,002千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、21,019千円(前年同期は資金支出はなし)の支出となりました。これは無形固定資産(ソフトウェア及び著作権)の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは16,104千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済(繰上返済を含む)によるものであります。

第19期中間会計期間(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ504,837千円減少し、774,361千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、107,478千円の増加(前年同期は172,780千円の増加)となりました。これは増加要因として、税引前中間純利益が182,896千円、前払費用の減少4,353千円、未払法人税等の増加5,005千円等があった一方で、減少要因として、売上債権の増加6,205千円、営業債務(未払金、契約負債)の減少46,312千円、未払消費税等の減少32,898千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、610,318千円の減少(前年同期は12,949千円の減少)となりました。これは無形固定資産の取得10,318千円、定期預金の預入600,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは1,998千円の減少(前年同期は4,470千円の減少)となりました。これは長期借入金の返済によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第18期事業年度、第19期中間会計期間及び第19期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

区分	第18期事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)		第19期中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)	第19期第3四半期累計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 6 月30日)
	販売高 (千円)	前期比 (%)	販売高 (千円)	販売高 (千円)
課金収入	600,646	115.5	324,241	486,228
著作権等収入	883,571	252.9	427,319	807,942
その他売上	22,810	126.8	14,332	16,445
合計	1,507,028	169.8	765,893	1,310,617

(注) 1. 当社は「Audiostock」事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	第18期事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)		第19期中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)		第19期第3四半期累計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)NexTone	511,110	33.9	395,004	51.6	523,884	40.0
(株)スペースシャワーネットワーク	322,348	21.4	22,102	2.9	173,923	13.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績等に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社が財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の計上にあたっては、将来の課税所得見込み及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を検討しており、将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した部分についてのみ、繰延税金資産を計上しております。今後、課税所得が見込みどおり発生しない場合には、繰延税金資産の回収可能性について再度検討する必要があり、その結果、繰延税金資産の取崩が必要となる場合があります。

② 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第18期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

a. 財政状態の分析

当事業年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

当事業年度の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」をご参照ください。

c. キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第19期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

a. 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

当中間会計期間の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」をご参照ください。

c. キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第19期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

a. 財政状態の分析

当第3四半期会計期間の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

当第3四半期会計期間の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」をご参照ください。

③ 資本の財源及び資金の流動性について

当社は、事業運営上必要な資金を安定的に確保することを基本方針としております。当社資金需要のうち主なものは、従業員給与手当のほか、外注費や支払報酬料、広告宣伝費などの販売費及び一般管理費に含まれる営業費用であります。これらの資金需要につきましては、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンスにより、当社の財政状態や市場環境、調達コストなどを勘案し、都度、最適な資金調達方法を選択していくことを基本方針としております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、海外展開、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場ニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

5 【重要な契約等】

相手先名称	契約締結日	契約期間	契約内容
(株)NexTone	2019年2月26日	1年間 (自動更新あり)	音楽著作物の管理委託契約
(株)スペースシャワーネットワーク	2019年4月1日	2年間 (自動更新あり)	音源に係る下記事項 ・音楽配信事業者への販売委託 ・レコード製作者に係る権利及び 報酬請求権の権利行使又は権利 行使の委任

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社はAudiostock事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第18期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は21,019千円であり、その内容はAudiostock事業にかかる自社利用ソフトウェアの開発及び取得として17,219千円及び他所からの音源の取得として3,800千円です。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第19期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当中間会計期間において実施いたしました設備投資等の総額は10,318千円であり、その内容はAudiostock事業にかかる自社利用ソフトウェアの開発及び取得として8,518千円及び他所からの音源の取得として1,800千円です。なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

主要な設備は次のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (岡山県岡山市北区)	本社設備	1,233	40	1,274	20
東京オフィス (東京都品川区)	東京オフィス設備	—	—	—	13

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 本社及び東京オフィスは賃借しており、年間賃借料は7,597千円であります。
3. 従業員数は、正社員及び臨時雇用社員の合計人数であります。
4. 当社はAudiostock事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年7月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除去等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

(注) 2025年5月29日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月12日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、2025年6月13日付で普通株式の発行可能株式総数が15,787,000株増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、16,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,059,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,059,000	—	—

(注) 1. 2025年5月15日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が4,038,705株増加して4,059,000株となっております。
2. 2025年5月29日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権(2014年5月15日臨時株主総会決議及び取締役の過半数による決定)

決議年月日	2014年5月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の数(個)※	110(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 22,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	140(注)2
新株予約権の行使期間※	2016年5月21日から2024年4月30日までの間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本件新株予約権の行使は、行使しようとする本件新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本件新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議又は取締役の過半数による決定により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記ただし書にかかわらず、当社は取締役会の決議又は取締役の過半数の決定によって取得事由の生じた本件新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本件新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本件新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならない、1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い新株予約権が承継される場合その他必要と認められる場合、当社は当社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を行う。
5. 会社の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社の株式上場が実現されるまで、本件新株予約権を行使できないものとする。会社の株式上場が実現されたときは、権利を付与された全ての株式について、一括して権利を行使することができる。

第2回新株予約権(2016年12月8日定時株主総会及び2017年2月13日取締役会決議)

決議年月日	2017年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社使用人4 外部協力者2
新株予約権の数(個)※	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 40,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	140(注)2
新株予約権の行使期間※	付与決議の日後、2年を経過した日から、10年を経過する日までの間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本件新株予約権の行使は、行使しようとする本件新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本件新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議又は取締役の過半数による決定により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記ただし書にかかわらず、当社は取締役会の決議又は取締役の過半数の決定によって取得事由の生じた本件新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ② 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本件新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本件新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならない、1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
4. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い新株予約権が承継される場合その他必要と認められる場合、当社は当社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を行う。
5. 会社の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社の株式上場が実現されるまで、本件新株予約権を行使できないものとする。会社の株式上場が実現されたときは、権利を付与された全ての株式について、一括して権利を行使することができる。

第3回新株予約権(2018年12月11日定時株主総会及び2018年12月19日取締役会決議)

決議年月日	2018年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 3
新株予約権の数(個)※	110 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 22,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2021年10月1日～2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で普通株式等の発行又は処分もしくは自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - ④ 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

第4回新株予約権(2019年12月18日定時株主総会及び2019年12月24日取締役会決議)

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 6 外部協力者 1
新株予約権の数(個)※	130 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 26,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間※	割当日後2年経過した日から2029年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で普通株式等の発行又は処分もしくは自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - ④ 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

第5回新株予約権(2021年1月29日臨時株主総会及び2021年2月17日取締役会決議)

決議年月日	2021年2月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人14 外部協力者1
新株予約権の数(個)※	200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 40,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	500 (注) 2
新株予約権の行使期間※	割当日後2年を経過した日から2031年1月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で普通株式等の発行又は処分もしくは自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - ④ 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

第6回新株予約権(2022年6月15日臨時株主総会及び2022年6月15日取締役会決議)

決議年月日	2022年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社使用人7
新株予約権の数(個)※	430 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 86,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	700 (注)3
新株予約権の行使期間※	割当日後2年を経過した日から2032年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で普通株式等の発行又は処分もしくは自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - ④ 本件新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本件新株予約権は相続されず、本件新株予約権は行使できなくなるものとする。
4. 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

第7回新株予約権(2024年8月15日臨時株主総会及び2024年8月15日取締役会決議)

決議年月日	2024年8月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 33 外部協力者 3
新株予約権の数(個)※	924 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 184,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	200 (注) 2
新株予約権の行使期間※	割当日後2年を経過した日から2034年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で普通株式等の発行又は処分もしくは自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、権利行使時において、以下のいずれか一つを満たさない限り、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (a) 会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされていること。
 - (b) 会社において以下のいずれかの事項について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議が行われ、かつ、当該事項の効力が発生していないこと。
 - i 第三者による、単独又はその子会社若しくは関連会社と共同での会社の株式の取得であって、当該取得の結果として、当該第三者が、単独で又はその子会社及び関連会社の保有分と合計して、会社の発行済株式の議決権総数の50%超を保有するに至ること。
 - ii 会社が第三者と合併することにより、合併直前の会社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - iii 会社が第三者と株式交換を行うことにより、株式交換直前の会社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

- iv 会社が第三者と株式移転を行うことにより、株式移転直前の会社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - v 会社を株式交付子会社又は株式交付親会社とする株式交付により、株式交付直前の会社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月17日 (注) 1	B種優先株式 900	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 900	45,000	217,550	45,000	176,000
2020年6月30日 (注) 2	B種優先株式 300	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200	15,000	232,550	15,000	191,000
2020年9月15日 (注) 3	—	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200	△132,550	100,000	—	191,000
2021年11月24日 (注) 4	C種優先株式 1,520	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 1,520	106,400	206,400	106,400	297,400
2021年12月3日 (注) 5	C種優先株式 3,300	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 4,820	231,000	437,400	231,000	528,400
2022年9月15日 (注) 6	—	普通株式 11,000 A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 4,820	△337,400	100,000	—	528,400
2025年6月12日 (注) 7	普通株式 9,295 A種優先株式 △3,275 B種優先株式 △1,200 C種優先株式 △4,820	普通株式 20,295	—	100,000	—	528,400
2025年6月13日 (注) 8	普通株式 4,038,705	普通株式 4,059,000	—	100,000	—	528,400

(注) 1. B種優先株式の第三者割当増資
割当先CiP I投資事業有限責任組合、(株)Link-U、中国電力(株)
発行価格100,000円
資本組入額50,000円

2. B種優先株式の第三者割当増資
割当先いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合、トマト創業支援投資事業有限責任組合
発行価格100,000円
資本組入額50,000円
3. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、2020年9月15日付で資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が132,550千円減少(減少割合57.0%)しております。
4. C種優先株式の第三者割当増資
割当先(株)セレス、NVCC8号投資事業有限責任組合、(株)ベクトル、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合、HBCCTechnologyInvestment(Cayman)LimitedPartnership
発行価格140,000円
資本組入額70,000円
5. C種優先株式の第三者割当増資
割当先SAIGlobalJapanFundI, LLLP
発行価格140,000円
資本組入額70,000円
6. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、2022年9月15日付で資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が337,400千円減少(減少割合77.1%)しております。
7. 2025年5月15日開催の取締役会において2025年6月12日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
8. 株式分割(1:200)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2026年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	21	1	—	7	29	—
所有株式数(単元)	—	—	—	32,690	740	—	7,160	40,590	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	80.5	1.8	—	17.6	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,059,000	40,590	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。「1(1)② 発行済株式」の「内容」の記載を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,059,000	—	—
総株主の議決権	—	40,590	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月15日)での決議状況 (取得期間 2025年6月12日)	A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 4,820	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 4,820	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2025年5月15日開催の取締役会において、2025年6月12日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。また、2025年5月29日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月12日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 3,275 B種優先株式 1,200 C種優先株式 4,820	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年5月15日開催の取締役会により、2025年6月12日付で会社法第178条の規定に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の安定に向けた財務体質強化のための内部留保の確保を優先する目的で、創業以来配当を実施しておりません。株主利益の最大化は経営の最重要課題の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当については、経営成績及び財政状態を勘案しながら検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

内部留保資金につきましては、既存事業の拡充や社内管理体制の強化のほか、中長期的な成長ビジネス構築のための投資財源として、有効に利用していく予定であります。

なお、当社は剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼獲得のため、コーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要課題であると認識しております。

そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク・コンプライアンス体制の強化等、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、迅速な意思決定及び経営活動の効率化を図るために経営会議を設置しているほか、会社におけるリスクを適切に管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

監査役会設置会社を採用した理由は、取締役会において迅速かつ機動的な意思決定を行う一方で、社外監査役で構成される監査役会にて、独立した立場から客観的な監督を行うことで、当社の経営の効率性と透明性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会	任意の報酬委員会
代表取締役社長	西 尾 周一郎	◎		◎	◎	○
取締役	山 口 真 央	○		○	○	
取締役	八 木 俊	○		○	○	
取締役(社外)	小宮山 晋太郎	○		○	○	◎
監査役(社外)	内 田 修 平	○	◎	○	○	○
監査役(社外)	渡 邊 寛 人	○	○		○	
監査役(社外)	野 田 尚 紀	○	○		○	

(注) ◎印は議長又は委員長、○印は構成員を表します。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、経営に関する重要事項の決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(全員社外監査役)で構成され、取締役の業務執行を監査・監督しております。監査役会は、毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項の決定を行うほか、監査の方法等について協議しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに経営陣との面談、各部門へのヒアリング等を実施するほか、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、各機関との連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

(c) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(d) 経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うため、経営会議を設置しております。経営会議は、常勤取締役、各部の部長及び議長が指名する者で構成され、毎回常勤監査役が出席しております。経営会議は毎月開催され、経営会議規程に定める事項や重要な経営戦略等に関する審議を行っております。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、会社におけるリスク管理並びにコンプライアンス体制の確立、浸透及び定着を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役を委員長とし、常勤取締役、各部の部長及び委員会が必要と認めた者で構成され、毎回常勤監査役が出席しております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期ごとに開催され、全社的なリスク及び対策について協議しております。

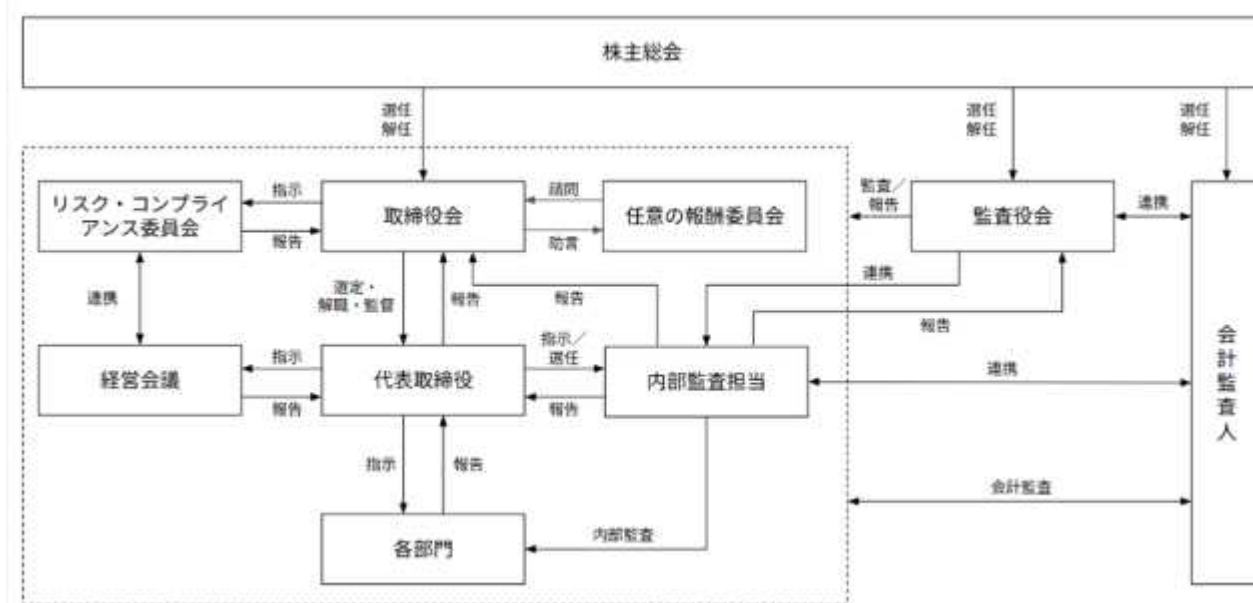
(f) 内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため、独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役社長直轄の内部監査担当者2名を指名し、「内部監査規程」に基づき自己の属する部門を除く全部門に対して内部監査を実施しております。また、監査を有効に進めるため、内部監査と監査役会、監査法人による定期的な情報交換を実施するなど、効率的な監査に努めております。

(g) 任意の報酬委員会

当社は、取締役の報酬額決定を行うため、任意の報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役2名(うち1名は社外取締役)及び監査役1名(社外監査役)で構成され、取締役の報酬額決定に際して、経営の透明性、意思決定における客観性の確保を図ることを目的として、委員の過半数による決議により意思決定することとしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理観をもって職務を遂行するよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、これを全役員・全使用人に周知徹底する。
- (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
- (c) 内部監査担当者は、職務遂行における法令・定款及び社内規程の遵守状況について定期的に監査を実行し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。
- (d) 法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び取締役の業務執行に関わる重要な情報については、法令並びに当社が定める「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、必要な教育、研修を実施する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における重要なリスクの把握及びその分析並びに対応策の策定を行い、当社の取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (b) 当社におけるリスク管理を円滑にするために、当社は「リスク・コンプライアンス規程」等社内の規程を整備し、リスクに関する役員及び使用人の意識の向上、リスクの早期発見及び未然防止、並びに緊急事態発生時の対応等を定める。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、社内規程において明確化された適切な職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うものとする。
 - (b) 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
 - (c) 執行部門の運営状況及び経営課題の協議・検討を行うため、「経営会議」を設置し、定期的に開催する。
- e. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は「監査役会規則」を定め、必要に応じて社内の適任者から監査役の職務をサポートする使用人を任命し、当社の各種情報を収集し、監査役に報告する体制を整える。
 - (b) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令に対して取締役等から指揮命令を受けない。
 - (c) 当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、すみやかにこれを監査役に報告する。
 - (b) 取締役会は、前項に基づき監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に周知徹底する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (b) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題、及び監査上の重要課題等について意見交換を実施する。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を設け連携を図る。
 - (c) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築する。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために「反社会的勢力対策規程」を制定する。

ロ リスク管理体制の整備状況

当社は、リスクを未然に防止し、重大なコンプライアンス違反や事故等の発生に伴う会社の損失の最小化を図ることを目的として、「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、会社におけるリスク管理及びコンプライアンス体制の強化に努めております。また、当社のリスク管理に関する重要事項については、取締役会にて決議・報告を受ける体制としております。さらに、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ公認会計士、税理士、社会保険労務士などの専門家から適時アドバイスを受ける体制を構築しており、リスクの未然防止に努めております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役の間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限定されます。

ニ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

ホ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ヘ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ト 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

ア 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

イ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

チ 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者該当し、当社で取り扱う個人情報が漏えいした場合には当社の信用力低下に直結することから、業務上取り扱う顧客等の情報を各種漏えいリスクから守るため、個人情報の取り扱いに関して各種規程等に定めるとともに「個人情報保護方針」を宣言し当社ホームページにも掲載しております。また、個人情報保護の有効性、効率性、機密性等の確保を図るため、情報セキュリティに関する国際規格ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)を取得し、当社の個人情報に関するセキュリティ体制について外部機関からの評価を受けております。

④ 取締役会出席状況

最近事業年度において、当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数／開催回数
代表取締役社長	西 尾 周一郎	13回／13回
取締役	山 口 真 央	13回／13回
取締役	八 木 俊	13回／13回
取締役(社外)	付 忠 杰	8回／8回
取締役(社外)	小宮山 晋太郎	13回／13回
常勤監査役(社外)	内 田 修 平	13回／13回
監査役(社外)	渡 邊 寛 人	13回／13回
監査役(社外)	岩 本 一 良	3回／3回
監査役(社外)	野 田 尚 紀	10回／10回

(注) 1. 付忠杰氏は、2025年5月29日開催の臨時株主総会に基づき、2025年6月12日に任期満了により退任しております。

2. 岩本一良氏は、2024年12月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しております。

取締役会における具体的な検討事項は、取締役会規程に基づく決議事項の他、月次決算、期末決算等に関する事項、重要な契約案件、年度予算・中期経営計画の策定、組織・人事に関する事項、その他の重要な業務執行に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名(役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	西 尾 周一郎	1982年 5 月 12 日	2007年10月	(株)クレオファーガ(現当社)設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	1,512,800 (注 5)
取締役COO	山 口 真 央	1983年10月 7 日	2006年 4 月 2009年 8 月 2012年 2 月 2018年 4 月	(株)両備システムズ入社 当社入社 当社取締役CTO就任 当社取締役COO就任(現任)	(注) 3	180,000
取締役CFO	八 木 俊	1983年 6 月 18 日	2006年 4 月 2021年 2 月	(株)中国銀行入行 当社取締役CFO就任(現任)	(注) 3	—
取締役 (注) 1	小宮山 晋太郎	1965年 1 月 9 日	1988年 4 月 2000年 6 月 2001年 2 月 2010年 3 月 2015年10月 2024年 1 月	(株)リクルート入社 (株)サイバーエージェント入社 (株)トラフィックゲート設立 代表取締役社長就任 リンクシェア・ジャパン(株) 代表取締役社長就任 (株)レンダーズクラウド設立 代表取締役会長就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役 (注) 2	内 田 修 平	1972年 7 月 2 日	1999年 6 月 2013年 6 月 2016年 6 月 2018年 6 月 2021年 8 月	(株)マツオカコーポレーション入社 同社取締役管理部長就任 同社専務取締役管理部長就任 同社取締役CFO就任 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	渡 邊 寛 人	1984年 8 月 22 日	2012年12月 2015年 1 月 2017年 2 月 2019年 3 月 2020年 6 月	弁護士登録 弁護士法人GVA法律事務所入所 当社監査役就任(現任) 池田・染谷法律事務所入所 辰巳屋丸法律事務所開設、所長(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	野 田 尚 紀	1976年 6 月 3 日	2003年10月 2008年 2 月 2016年 8 月 2016年 9 月 2016年10月 2017年 8 月 2017年12月 2024年12月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 税理士登録 有限責任監査法人トーマツ退所 税理士法人松岡・野田コンサルティング設立 同社代表社員(現任) 大黒天物産(株) 取締役就任(現任) ACアーネスト監査法人入所 同所代表社員(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						1,692,800

- (注) 1. 取締役小宮山晋太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役内田修平、渡邊寛人、野田尚紀は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、就任の時から2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、就任の時から、2028年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長西尾周一郎の所有株式は、代表取締役社長西尾周一郎の資産管理会社である株式会社ウエストテイルズが所有する株式を含んでおります。
6. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は坂本雄一の1名であります。

② 社外役員の状況

当社の取締役4名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名は、全員が社外監査役であります。社外取締役の小宮山晋太郎は、IT・情報通信企業において長年にわたり要職及び経営者として事業に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役の内田修平は、上場企業での管理管掌取締役を歴任された経緯を有しており、リスク管理・内部統制等の実務に精通しており、それらの知見・経験を活かし当社の監督機能を強化できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の渡邊寛人は、弁護士として企業法務やコンプライアンスなどに関する広範な専門知識と豊富な知見を有しており、それらの知見・経験を活かし当社の監督機能を強化できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の野田尚紀は、公認会計士であり、会計分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらの知見・経験を活かし当社の監督機能を強化できると判断し、社外監査役として選任しております。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。

なお当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準等を参考に、企業経営における幅広い知見、経験やコーポレート・ガバナンスの充実に資する者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催の取締役会に出席し、決議事項に関する審議への参加や業務執行等の報告を受けるほか、社外監査役と連携し経営の監督を行っております。

社外監査役は内部監査担当者と密に連携し、各種報告を受け、監査役会で十分に議論できる体制を構築し監査役監査を実施しております。また、監査役会、内部監査担当者、会計監査人による三様監査の実施、及び定期的な協議・情報連携体制を構築しており、企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成されております。監査役会は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針に基づく監査計画を策定し、網羅的な監査活動を行うための重点監査項目及び経常監査項目を定め、役割分担に従い、経営計画の遂行状況や企業統治向上に向けた行動(コーポレートガバナンス・コードへの対応)などを中心に取締役の職務の執行状況や内部統制システムの整備・運用状況等の適法性、妥当性を独立した立場で監査しています。

最近事業年度において、当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数／開催回数
常勤監査役(社外)	内 田 修 平	12回／12回
監査役(社外)	渡 邊 寛 人	12回／12回
監査役(社外)	岩 本 一 良	3 回／ 3 回
監査役(社外)	野 田 尚 紀	9 回／ 9 回

(注) 1. 岩本一良は、2024年12月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しております。

監査役会における主な検討事項として、年度の監査方針・監査の方法・各監査役の職務分担の決定、会計監査人の評価と再任同意、監査法人から年度監査計画の説明を受けた上での監査法人の監査報酬に対する同意、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等となっております。また常勤監査役の活動として、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への参加、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役へのヒアリング、内部監査担当者及び会計監査人からの報告を受領し意見交換を行うとともに、代表取締役への報告・意見交換を行っております。これらの活動で収集した社内情報は、非常勤監査役へ随時情報を発信し、かつ監査役会に報告し、厳正に協議しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者2名(コーポレート本部1名兼任、社長室1名兼任)が、内部統制の整備及び運用状況について、各部門を対象として定期的に監査を実施しております。監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、各部門にも報告し、その際各部門にて早急に改善を講じるべく内部監査担当者から各部門に改善事項の指摘・指導及びリスクの説明を具体的に行っております。要改善事項の進捗状況の確認を行うことで実効性の高い業務監査を行うとともに、監査役、内部監査、会計監査人は、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行い、効率的・効果的な監査を実施しております。また、内部監査計画及び主な内部監査結果については、当社の取締役会及び監査役会へ報告を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

- c 業務を執行した公認会計士
 指定有限責任社員 業務執行社員 秋田 秀樹
 指定有限責任社員 業務執行社員 戸田 圭亮

- d 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 8 名、その他 8 名

- e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任については、会計監査人としての独立性及び専門性を有すること、及び当社事業内容への理解度や監査実績などにより、当社の会計監査が適正かつ妥当に実施されることを確保する体制が整備されていることを選定方針としております。太陽有限責任監査法人はこれらを備えていると判断し選定しております。

また、当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- f 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等について総合的に評価し、監査法人の職務執行に問題ないものと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	—	14,000	—

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
 該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、会計監査人から提示された、監査計画、監査内容、監査日数及び監査人員等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て適切に決定しております。

- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り額について検証を行った結果、妥当性が確認できたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬の限度額は、2025年5月29日開催の株主総会の決議により年額200百万円以内(決議時点の取締役の員数は5名)、監査役報酬の限度額は、2025年5月29日開催の株主総会の決議により年額30百万円以内(決議直後の監査役の員数は3名。)と決定しております。その限度額内で、各人の報酬は、取締役については取締役会から授権された代表取締役が決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

なお、当社役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、2025年6月12日開催の取締役会において、任意の報酬委員会を設置いたしました。これにより、2026年度以降の取締役の個人別の報酬等については、任意の報酬委員会に諮問し、答申を受けて決定する方針であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	31,200	31,200	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	18,200	18,200	—	—	5

(注) 上記の人数には、無報酬の取締役の人数は含んでおりません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。
当社の中間財務諸表は第一種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般的に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)及び当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等、積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	725,995	1,279,198
売掛金	28,366	29,350
前払費用	17,171	18,882
その他	14,562	1,751
貸倒引当金	△314	△577
流動資産合計	785,781	1,328,605
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,830	1,830
減価償却累計額	△473	△596
建物（純額）	1,356	1,233
工具、器具及び備品	1,318	1,318
減価償却累計額	△1,201	△1,277
工具、器具及び備品（純額）	116	40
有形固定資産合計	1,473	1,274
無形固定資産		
ソフトウェア	—	11,848
ソフトウェア仮勘定	—	4,237
著作権	14,860	18,660
無形固定資産合計	14,860	34,745
投資その他の資産		
長期前払費用	1,763	550
繰延税金資産	—	63,106
その他	586	586
投資その他の資産合計	2,349	64,242
固定資産合計	18,683	100,262
資産合計	804,464	1,428,868

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
未払金	246,875	376,584
1 年内返済予定の長期借入金	8,940	3,996
未払法人税等	586	586
契約負債	156,543	202,184
その他	28,527	53,885
流動負債合計	441,473	637,236
固定負債		
長期借入金	12,845	1,685
固定負債合計	12,845	1,685
負債合計	454,318	638,921
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	528,400	528,400
その他資本剰余金	20,332	20,332
資本剰余金合計	548,732	548,732
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△298,587	141,214
利益剰余金合計	△298,587	141,214
株主資本合計	350,145	789,946
純資産合計	350,145	789,946
負債純資産合計	804,464	1,428,868

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,374,361
売掛金	35,556
前払費用	14,528
その他	1,398
貸倒引当金	△695
流動資産合計	1,425,149
固定資産	
有形固定資産	1,192
無形固定資産	43,257
投資その他の資産	63,875
固定資産合計	108,326
資産合計	1,533,475
負債の部	
流動負債	
未払金	354,860
1年内返済予定の長期借入金	3,683
未払法人税等	5,969
契約負債	177,595
その他	19,688
流動負債合計	561,796
負債合計	561,796
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	548,732
利益剰余金	322,946
株主資本合計	971,679
純資産合計	971,679
負債純資産合計	1,533,475

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 887,615	※1 1,507,028
売上原価	383,994	620,869
売上総利益	503,620	886,158
販売費及び一般管理費	※2 465,754	※2 505,351
営業利益	37,866	380,807
営業外収益		
受取利息	66	1,286
業務受託料	-	1,709
協賛金収入	1,575	-
助成金収入	370	350
ポイント還元収入	691	677
その他	57	461
営業外収益合計	2,761	4,484
営業外費用		
支払利息	565	302
支払報酬	-	6,981
支払保証料	126	314
その他	89	214
営業外費用合計	781	7,813
経常利益	39,846	377,478
税引前当期純利益	39,846	377,478
法人税、住民税及び事業税	596	783
法人税等調整額	-	△63,106
法人税等合計	596	△62,323
当期純利益	39,249	439,801

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費	※1	383,994	100.0	620,869	100.0
当期売上原価		383,994	100.0	620,869	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
クリエイター報酬	371,720	610,775

(注) 当社が音源をお預かりしているクリエイターに対して付与した報酬額となります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
売上高	765,893
売上原価	328,245
売上総利益	437,648
販売費及び一般管理費	※ 256,970
営業利益	180,677
営業外収益	
受取利息	1,462
助成金収入	250
ポイント還元収入	367
その他	327
営業外収益合計	2,406
営業外費用	
支払利息	59
為替差損	97
その他	30
営業外費用合計	188
経常利益	182,896
税引前中間純利益	182,896
法人税等	1,163
中間純利益	181,732

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	528,400	20,332	548,732	△337,836	△337,836	310,895	310,895
当期変動額								
当期純利益					39,249	39,249	39,249	39,249
当期変動額合計	—	—	—	—	39,249	39,249	39,249	39,249
当期末残高	100,000	528,400	20,332	548,732	△298,587	△298,587	350,145	350,145

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	528,400	20,332	548,732	△298,587	△298,587	350,145	350,145
当期変動額								
当期純利益					439,801	439,801	439,801	439,801
当期変動額合計	—	—	—	—	439,801	439,801	439,801	439,801
当期末残高	100,000	528,400	20,332	548,732	141,214	141,214	789,946	789,946

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	39,846	377,478
減価償却費	329	1,332
受取利息	△66	△1,286
支払利息	565	302
売上債権の増減額 (△は増加)	△872	△983
預け金の増減額 (△は増加)	△7,594	13,071
前払費用の増減額 (△は増加)	△5,020	△1,710
未払金の増減額 (△は減少)	65,888	129,708
契約負債の増減額 (△は減少)	15,074	45,641
未払消費税等の増減額 (△は減少)	11,775	22,002
その他	△1,997	4,518
小計	117,926	590,073
利息の受取額	66	1,286
利息の支払額	△565	△302
法人税等の支払額	△596	△783
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,831	590,274
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	—	△21,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△21,019
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△8,940	△16,104
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,940	△16,104
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	52
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	107,889	553,203
現金及び現金同等物の期首残高	618,105	725,995
現金及び現金同等物の期末残高	※ 725,995	※ 1,279,198

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	182,896
減価償却費	1,887
受取利息	△1,462
支払利息	59
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,205
前払費用の増減額 (△は増加)	4,353
未払金の増減額 (△は減少)	△21,723
契約負債の増減額 (△は減少)	△24,589
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△32,898
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	5,005
その他	△461
小計	106,862
利息の受取額	1,462
利息の支払額	△59
法人税等の支払額	△786
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,478
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△10,318
定期預金の預入による支出	△600,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△610,318
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,998
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△504,837
現金及び現金同等物の期首残高	1,279,198
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 774,361

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。また、著作権については、半永久的に収益獲得期間が継続するため、非償却としております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識基準」)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 課金収入(デジタル音源の単品販売)

当社は顧客に対して、デジタル音源を提供する義務を有しており、顧客がデジタル音源をダウンロードした時点で顧客が当該デジタル音源に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヵ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 課金収入(デジタル音源の定額制販売)

当社は顧客に対して、一定の期間にわたりいつでもデジタル音源のダウンロード可能な環境を提供する義務を有しており、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、定額制プランの契約期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は契約条件に従い、主に前受金として一括又は分割受領した上で、最終的には履行義務を充足した時点から概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 著作権等収入(著作権収入、著作権隣接権収入)

当社は顧客である著作権等管理事業者との間で、管理委託契約約款に基づき、著作権等使用料徴収業務を委任しております。当該著作権等管理事業者は利用者から徴収した著作権等使用料について、当社へ利用実績を報告する義務を有しており、当社が当該著作権等管理事業者から利用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 著作権等収入(音楽配信収入)

当社は、顧客である音楽配信事業者に対し、当社が利用許諾等を有する音源を提供することにより、音楽配信業務を委託しております。当該音楽配信事業者は、利用者から徴収した音楽配信収益について、当社へ販売実績を報告する義務を有しており、当社が当該音楽配信事業者から販売実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。また、著作権については、半永久的に収益獲得期間が継続するため、非償却としております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識基準」)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 課金収入(デジタル音源の単品販売)

当社は顧客に対して、デジタル音源を提供する義務を有しており、顧客がデジタル音源をダウンロードした時点で顧客が当該デジタル音源に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務の充足から概ね3ヵ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 課金収入(デジタル音源の定額制販売)

当社は顧客に対して、一定の期間にわたりいつでもデジタル音源のダウンロード可能な環境を提供する義務を有しており、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、定額制プランの契約期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は契約条件に従い、主に前受金として一括又は分割受領した上で、最終的には履行義務を充足した時点から概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 著作権等収入(著作権収入、著作権隣接権収入)

当社は顧客である著作権等管理事業者との間で、管理委託契約約款に基づき、著作権等使用料徴収業務を委任しております。当該著作権等管理事業者は利用者から徴収した著作権等使用料について、当社へ利用実績を報告する義務を有しており、当社が当該著作権等管理事業者から利用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 著作権等収入(音楽配信収入)

当社は、顧客である音楽配信事業者に対し、当社が利用許諾等を有する音源を提供することにより、音楽配信業務を委託しております。当該音楽配信事業者は、利用者から徴収した音楽配信収益について、当社へ販売実績を報告する義務を有しており、当社が当該音楽配信事業者から販売実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度に計上した金額

(単位：千円)	
	当事業年度
繰延税金資産	63,106

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性をもとに判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得は、取締役会によって承認された事業計画に基づいており、当該事業計画の策定においては、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。

その主要な仮定は、定額制プランの契約数及び契約単価並びに著作権管理楽曲数及び楽曲利用頻度に基づく著作権等収入の成長率であります。

これらの仮定は、デジタル音源利用者の動向等に影響を受ける可能性があります。そのため、仮定に変更が生じた場合、将来の課税所得の見積りの変動し、翌事業年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料手当	129,633千円	147,923千円
広告宣伝費	50,621 "	37,560 "
通信費	54,692 "	46,255 "
支払手数料	50,501 "	102,550 "
貸倒引当金繰入額	42 "	288 "
減価償却費	329 "	1,332 "
おおよその割合		
販売費	11.9 %	8.8 %
一般管理費	88.1 "	91.2 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	11,000	—	—	11,000
A種優先株式	3,275	—	—	3,275
B種優先株式	1,200	—	—	1,200
C種優先株式	4,820	—	—	4,820
合計	20,295	—	—	20,295

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

※第7回新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	11,000	4,048,000	—	4,059,000
A種優先株式	3,275	—	3,275	—
B種優先株式	1,200	—	1,200	—
C種優先株式	4,820	—	4,820	—
合計	20,295	4,048,000	9,295	4,059,000

(注) 1. 2025年5月15日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年6月12日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に対しA種優先株式1株につき普通株式1株を、当該B種優先株主に対しB種優先株式1株につき普通株式1株を、当該C種優先株主に対しC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で全ての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき消却しております。

2. 2025年5月15日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、その結果普通株式が4,048,000株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

※第7回新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	725,995千円	1,279,198千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	725,995千円	1,279,198千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を第三者割当増資及び銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金のうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、与信管理規程に従い、経営企画部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら、資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	21,785	21,710	△74
計	21,785	21,710	△74

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 長期借入金は1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	5,681	5,657	△23
計	5,681	5,657	△23

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 長期借入金は1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	725,995	—	—	—
売掛金	28,366	—	—	—
合計	754,361	—	—	—

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,279,198	—	—	—
売掛金	29,350	—	—	—
合計	1,308,549	—	—	—

(2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	8,940	8,695	3,689	461	—	—
合計	8,940	8,695	3,689	461	—	—

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	3,996	1,685	—	—	—	—
合計	3,996	1,685	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	21,710	—	21,710

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,657	—	5,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)のうち、固定金利によるものは元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。また、変動金利によるものは一定期間ごとに金利が更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1	当社取締役 1 当社使用人 4 外部協力者 2	外部協力者 3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式22,000株	普通株式40,000株	普通株式22,000株
付与日	2014年 5 月20日	2017年 2 月13日	2018年12月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	2018年12月20日～ 2021年 9 月30日
権利行使期間	自 2016年 5 月21日 至 2024年 4 月30日	自 2019年 2 月14日 至 2027年 2 月13日	自 2021年10月 1 日 至 2028年 9 月30日

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 6 外部協力者 1	当社使用人14 外部協力者 1	当社使用人 7 当社取締役 3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式26,000株	普通株式40,000株	普通株式86,000株
付与日	2019年12月24日	2021年 2 月17日	2022年 6 月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2019年12月24日～ 2021年12月24日	2021年 2 月17日～ 2023年 2 月17日	2022年 6 月15日～ 2024年 6 月15日
権利行使期間	自 2021年12月25日 至 2029年12月18日	自 2023年 2 月18日 至 2031年 1 月29日	自 2024年 6 月16日 至 2032年 6 月14日

	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社使用人33 当社取締役3 外部協力者3
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式184,800株
付与日	2024年8月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	自 2026年8月16日 至 2034年8月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割を反映して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日に普通株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・オ プション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション
権利確定前(株)							
前事業年度末	22,000	40,000	—	—	—	86,000	—
付与	—	—	—	—	—	—	184,800
失効	22,000	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	86,000	—
未確定残	—	40,000	—	—	—	—	184,800
権利確定後(株)							
前事業年度末	—	—	22,000	26,000	40,000	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	86,000	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	22,000	26,000	40,000	86,000	—

② 単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・オ プション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	140	140	400	400	500	700	200
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—	—	—	—

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|---------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 2,400千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社使用人4 外部協力者2	外部協力者3	当社取締役2 当社使用人6 外部協力者1
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式40,000株	普通株式22,000株	普通株式26,000株
付与日	2017年2月13日	2018年12月20日	2019年12月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2018年12月20日～2021年9月30日	2019年12月24日～2021年12月24日
権利行使期間	自 2019年2月14日 至 2027年2月13日	自 2021年10月1日 至 2028年9月30日	自 2021年12月25日 至 2029年12月18日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人14 外部協力者1	当社使用人7 当社取締役3	当社使用人33 当社取締役3 外部協力者3
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式40,000株	普通株式86,000株	普通株式184,800株
付与日	2021年2月17日	2022年6月15日	2024年8月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2021年2月17日～ 2023年2月17日	2022年6月15日～ 2024年6月15日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月18日 至 2031年1月29日	自 2024年6月16日 至 2032年6月14日	自 2026年8月16日 至 2034年8月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日付の株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割を反映して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2025年6月13日に普通株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前事業年度末	40,000	—	—	—	—	184,800
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	40,000	—	—	—	—	184,800
権利確定後(株)						
前事業年度末	—	22,000	26,000	40,000	86,000	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	22,000	26,000	40,000	86,000	—

② 単価情報

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	140	400	400	500	700	200
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—	—	—

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	2,400千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	181,075千円
減価償却超過額	31,649 "
一括償却資産	185 "
貸倒引当金(一般債権)	18 "
貸倒引当金(個別債権)	— "

その他 152 "

繰延税金資産小計 213,081千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2 △181,075 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △32,005 "

評価性引当額小計(注) 1 △213,081 "

繰延税金資産合計 —

(注) 1. 評価性引当額の減少は、主に税務上の繰越欠損金が減少したためであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	5,313	—	42,101	133,660	181,075
評価性引当額	—	—	△5,313	—	△42,101	△133,660	△181,075
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
法定実効税率 (調整)	34.1%
住民税均等割	1.5%
評価性引当額の増減	13.3%
繰越欠損金の利用	△47.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5%

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注) 2	76,407千円
減価償却超過額	21,337 "
一括償却資産	179 "
貸倒引当金(一般債権)	— "
貸倒引当金(個別債権)	27 "
その他	152 "
繰延税金資産小計	98,104千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△22,436 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,561 "
評価性引当額小計(注) 1	△34,997 "
繰延税金資産合計	63,106 "
(注) 1. 評価性引当額の減少は、主に税務上の繰越欠損金が減少したためであります。	
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額	

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	76,407	76,407
評価性引当額	—	—	—	—	—	△22,436	△22,436
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	53,970	53,970

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
法定実効税率	34.1%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△5.2%
繰越欠損金の利用	△31.0%
その他	△14.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.5%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 千円)

	一時点で移転される財 又はサービス	一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	合計
課金収入(デジタル音源の単品販売)	113,844	—	113,844
課金収入(デジタル音源の定額制販売)	—	406,414	406,414
著作権等収入(著作権収入、著作隣接 権収入)	319,841	—	319,841
著作権等収入(音楽配信収入)	29,524	—	29,524
その他音楽売上	17,989	—	17,989
顧客との契約から生じる収益	481,200	406,414	887,615

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位: 千円)

	一時点で移転される財 又はサービス	一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス	合計
課金収入(デジタル音源の単品販売)	107,102	—	107,102
課金収入(デジタル音源の定額制販売)	—	493,543	493,543
著作権等収入(著作権収入、著作隣接 権収入)	846,094	—	846,094
著作権等収入(音楽配信収入)	37,477	—	37,477
その他音楽売上	22,810	—	22,810
顧客との契約から生じる収益	1,013,485	493,543	1,507,028

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「(重要な会計方針) 3 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
契約負債(期首残高)	141,468	156,543
契約負債(期末残高)	156,543	202,184

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、143,861千円であります。また、各事業年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に係る将来認識されると見込まれる収益は以下のとおりであります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたり、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について省略しております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
一年内	143,861	172,147
一年超	—	15,591
合計	143,861	187,738

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、Audiostock事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	西尾周一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接7.4 間接23.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注) 1	21,785	—	—
							地代家賃支払に対する債務被保証(注) 2	6,301	—	—

(注) 1. 当社の銀行借入金について、代表取締役社長西尾周一郎より債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の2024年9月末残高を記載しております。なお、これにかかる保証料の支払はありません。

2. 当社の本社事務所の不動産賃貸借契約について、代表取締役社長西尾周一郎より債務保証を受けております。なお、上記取引金額は、当該契約にかかる地代家賃の支払額を記載しており、これにかかる保証料の支払はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	西尾周一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接7.4 間接23.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注) 1	16,483	—	—
							地代家賃支払に対する債務被保証(注) 2	3,150	—	—

(注) 1. 当社の銀行借入金について、代表取締役社長西尾周一郎より債務保証を受けておりましたが、2025年9月末時点においては解消されております。取引金額には、被保証債務解消時点の残高を記載しております。なお、これにかかる保証料の支払はありません。

2. 当社の本社事務所の不動産賃貸借契約について、代表取締役社長西尾周一郎より債務保証を受けておりましたが、2025年9月末時点においては解消されております。取引金額については、当該契約にかかる債務保証解消時点までの地代家賃の支払額を記載しております。なお、これにかかる保証料の支払はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	△174.10円	194.62円
1株当たり当期純利益	9.67円	108.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2025年5月15日開催の取締役会において2025年6月12日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
3. 当社は、2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月13日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	39,249	439,801
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	39,249	439,801
普通株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式数(株))	4,059,000 (2,200,000)	4,059,000 (4,059,000)
(うちA種優先株式数(株))	(655,000)	(—)
(うちB種優先株式数(株))	(240,000)	(—)
(うちC種優先株式数(株))	(964,000)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、前事業年度の1株当たり純資産額については、優先株主からの払込金額を控除して算定しております。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	350,145	789,946
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,056,800	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△706,654	789,946
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	4,059,000	4,059,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	62,544千円
支払手数料	46,810 "
役員報酬	35,400 "
貸倒引当金繰入額	160 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,374,361千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△600,000千円
現金及び現金同等物	774,361千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、Audiostock事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	44.77円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	181,732
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	181,732
普通株式の期中平均株式数(株)	4,059,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2025年9月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,830	—	—	1,830	596	122	1,233
工具、器具及び備品	1,318	—	—	1,318	1,277	76	40
有形固定資産計	3,148	—	—	3,148	1,873	198	1,274
無形固定資産							
ソフトウェア	—	12,982	—	12,982	1,133	1,133	11,848
ソフトウェア仮勘定	—	16,849	12,612	4,237	—	—	4,237
著作権	14,860	3,800	—	18,660	—	—	18,660
無形固定資産計	14,860	33,631	12,612	35,879	1,133	1,133	34,745
長期前払費用	1,763	—	1,213	550	—	—	550

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定の増加額

自社サービスソフトウェアの制作及び機能改善等 16,849千円

ソフトウェア仮勘定の減少額

ソフトウェア本勘定への振替 12,612千円

ソフトウェアの増加額

ソフトウェア仮勘定からの振替 12,982千円

2. 長期前払費用の期間配分は減価償却とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,940	3,996	2.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	12,845	1,685	2.6	2026年10月～2027年2月
合計	21,785	5,681	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,685	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	314	577	28	286	577

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年9月30日現在)

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,279,198
合計	1,279,198

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)スペースシャワーネットワーク	5,261
(株)TRACKS	1,542
ピクスタ(株)	1,406
ココフォリア(株)	1,293
TOA(株)	806
その他	19,039
合計	29,350

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
28,366	1,156,514	1,155,530	29,350	97.5	9.1

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 未払金

区分	金額(千円)
クリエイター報酬	333,311
その他	43,272
合計	376,584

ロ. 契約負債

区分	金額(千円)
一般顧客	202,184
合計	202,184

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2026年8月14日開催の取締役会において承認された第19期第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第19期第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

		(単位：千円)
		当第3四半期会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,642,082
売掛金		33,139
前払費用		17,473
その他		3,179
貸倒引当金		△632
流動資産合計		1,695,242
固定資産		
有形固定資産		1,151
無形固定資産		45,440
投資その他の資産		63,710
固定資産合計		110,303
資産合計		1,805,545
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金		2,684
未払金		414,915
未払法人税等		8,954
契約負債		216,587
その他		27,701
流動負債合計		670,843
負債合計		670,843
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		548,732
利益剰余金		485,969
株主資本合計		1,134,702
純資産合計		1,134,702
負債純資産合計		1,805,545

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,310,617
売上原価	554,506
売上総利益	756,110
販売費及び一般管理費	※411,981
営業利益	344,128
営業外収益	
受取利息	2,359
助成金収入	250
ポイント還元収入	561
その他	332
営業外収益合計	3,503
営業外費用	
支払利息	80
支払報酬	1,000
その他	151
営業外費用合計	1,231
経常利益	346,400
税引前四半期純利益	346,400
法人税等	1,645
四半期純利益	344,755

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
支払手数料	95,628千円
給料手当	92,652 "
貸倒引当金繰入額	106 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)の償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	3,243千円

(セグメント情報等)

当社の事業セグメントは、Audiostock事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり四半期純利益	84.94円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	344,755
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	344,755
普通株式の期中平均株式数(株)	4,059,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号三菱UFJ信託銀行(株)大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	三菱UFJ信託銀行(株)全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号三菱UFJ信託銀行(株)大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	三菱UFJ信託銀行(株)全国各支店(注1)
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： https://audiostock.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、(株)東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年 1月26日	(株)セレス代 表取締役社長 都木 聡	東京都世田 谷区用賀 4 丁10番 1 号	特別利害関 係者等(大株 主上位10名)	ApolloCapital 1 号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 (株)アポロ・ キャピタル代 表取締役社長 都木 聡	東京都渋谷 区桜丘町 1 番 1 号 渋谷サクラ ステーション SHIBUYA タ ワー 21階	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先 株式 140,000	98,000,000 (700) (注) 4	投資事業に注 力するため、 同社の設立し た投資ファン ドへの株式譲 渡
2024年 6月14日	西尾 周一郎	岡山県岡山 市北区	特別利害関 係者等(当社 代表取締役 社長、大株 主上位10名)	(株)ウエスト テイルズ 代表取締役 西尾 周一郎	岡山県岡山 市北区中山 下一丁目11 番15号 新田第一ビ ル402号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	普通株式 960,000	68,342,400 (71.19) (注) 5	経営安定化の ため、自身の 設立した資産 管理会社への 株式譲渡
2025年 6月12日	—	—	—	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先 株式 △660,000 普通株式 660,000	—	(注) 6
	—	—	—	NVCC8 号 投 資 事業有限責任 組合無限責任 組合員 日本ベンチャ ーキャピタル (株) 代表取締役社 長 多賀谷 実	東京都千代 田区丸の内 二丁目 4 番 1 号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先 株式 △165,000 C種優先 株式 △70,000 普通株式 235,000	—	(注) 6
	—	—	—	スペースシャ ワー SKIYAKI ホールディン グス(株) 代表取締役共 同社長 林 吉人	東京都渋谷 区道玄坂 2-25-12 道玄坂通 7F	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先 株式 △150,000 普通株式 150,000	—	(注) 6
	—	—	—	Apollo Capital 1 号 投資事業有限 責任組合無限 責任組合員 (株) アポロ・キャ ピタル代表取 締役社長 都木 聡	東京都渋谷 区桜丘町 1 番 1 号 渋谷サクラ ステーション SHIBUYA タ ワー 21階	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先 株式 △140,000 普通株式 140,000	—	(注) 6
	—	—	—	High-Value C 1st 投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員(株)広島ベ ンチャーキャ ピタル代表取 締役社長 西岡 賢	広島市中区 銀山町 3 番 1 号 広島ハイビ ル21 17階	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先 株式 △125,000 普通株式 125,000	—	(注) 6
	—	—	—	FPG ベンチャ ー投資事業有 限責任組合第 1 号無限責任 組合員 (株)FPG ベン チャービジネ スパートナー ズ代表取締役 社長 吉田 泰彦	福岡市中央 区天神二丁 目13番 1 号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	A種優先 株式 △125,000 普通株式 125,000	—	(注) 6

移動年月日	移動前所有者の氏名 又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名 又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月9日	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Kepple Liquidity 2 号投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 ケップル リクイディテ ィ2有限責任 事業組合 代表組合員 株式会社ケッ プルグループ	東京都港区 虎ノ門五丁 目9番1号 麻布台ヒル ズ ガーデ ンプラザ B 5F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 258,000	299,280,000 (1,160) (注)4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2026年 1月9日	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)ウエスト ティルズ 代表取締役 西尾周一郎	岡山県岡山市 北区中山 下一丁目11 番15号 新田第一ビル 402号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 252,800	293,248,000 (1,160) (注)4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2026年 1月9日	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NVCC10号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 日本ベンチャ ーキャピタル 株式会社 代表取締役社長 多賀谷 実	東京都千代 田区丸の内 二丁目4番 1号丸の内 ビルディン グ34階	—	普通株式 86,200	99,992,000 (1,160) (注)4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2026年 1月9日	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ちゅうぎんイン フィニティ ファンド3号 投資事業有限 責任組合株式 会社ちゅうぎ んキャピタル パートナーズ 代表取締役 岡田 浩幸	岡山県岡山市 北区丸の内 一丁目15 番20号 ちゅうぎん 本店ビル9 階	—	普通株式 43,000	49,880,000 (1,160) (注)4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2026年 1月9日	SAI Global Japan Fund I, LLLP	401 City Avenue, Bala Cynwyd, PA 19004, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	HBCCTechnology Investment(Cayman) LimitedPartnership	4thFloor, HarbourPlace, 103SouthChurchStreet, P. O. Box10240, GrandCaymanKY1-1002, CaymanIslands	—	普通株式 20,000	23,200,000 (1,160) (注)4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

- (注) 1. 当社は、(株)東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表が記載される事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。
- また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、譲渡人の当初株式取得価額を基礎として、当事者間の協議により決定した価格であります。
5. 移動価格は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定したものであります。
6. 2025年5月15日開催の取締役会において、2025年6月12日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行っております。
7. 2025年5月15日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。なお、当該優先株式の発行価格については、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。A種優先株式1株の発行時の価格は80,000円、B種優先株式1株の発行時の価格は100,000円、C種優先株式1株の発行時の価格は140,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき2025年6月12日付で全て消却しております。また、当社は、2025年5月29日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月12日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2024年8月15日
種類	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式924株
発行価格	40,000円 (注3)
資本組入額	20,000円
発行価額の総額	36,960,000円
資本組入額の総額	18,480,000円
発行方法	2024年8月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年9月30日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき40,000円
行使期間	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

5. 当社は、2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山口真央	岡山県岡山市北区	会社役員	24,000	4,800,000 (200)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社取締役)
八木俊	—	会社役員	24,000	4,800,000 (200)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小宮山晋太郎	—	会社役員	6,000	1,200,000 (200)	特別利害関係者等 (当社取締役)
上村香織	Torrance, CA 90502, USA	海外マーケティング	4,000	800,000 (200)	当社の取引先
棚平智行	岡山県岡山市南区	アプリケーション 開発、WEBサイト 構築等	2,000	400,000 (200)	外部協力者
眞崎克宏	岡山県岡山市南区	アプリケーション 開発、WEBサイト 構築等	2,000	400,000 (200)	外部協力者
当社従業員33名	—	会社員	122,800	24,560,000 (200)	当社従業員

(注) 2025年5月15日開催の取締役会決議により、2025年6月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」、及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ウエストテイルズ※1, 4	岡山県岡山市北区中山下一丁目11番15号 新田第一ビル402号	1,212,800	27.21
西尾周一郎※1, 2	岡山県岡山市北区	300,000	6.73
ピクスタ株式会社※1	東京都渋谷区渋谷二丁目21-1 渋谷ヒカリエ33階	280,000	6.28
Kepple Liquidity 2号投資事業 有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号 麻布台ヒルズ ガーデンプラザ B 5F	258,000	5.79
山口真央※1, 3	岡山県岡山市北区	254,000 (74,000)	5.70 (1.66)
NVCC 8号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	235,000	5.27
スペースシャワー-SKIYAKIホール ディングス株式会社※1	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号 道玄坂通 7F	150,000	3.36
ApolloCapital 1号投資事業有限 責任組合※1	東京都渋谷区桜丘町1番1号 渋谷サクラステージ SHIBUYAタワー 21階	140,000	3.14
High-ValueC 1st投資事業有限責 任組合※1	広島県広島市中区銀山町3番1号 広島ハイビル21 17階	125,000	2.80
FFGベンチャー投資事業有限責任 組合※1	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	125,000	2.80
Link-Uグループ株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番3号	100,000	2.24
HC 6号投資事業有限責任組合	広島県広島市中区銀山町3番1号 広島ハイビル21 17階	100,000	2.24
中銀投資事業組合4号	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	100,000	2.24
白石和也	東京都世田谷区	100,000	2.24
NVCC10号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング34階	86,200	1.93
HBCCTechnologyInvestment (Cayman)LimitedPartnership	4thFloor, HarbourPlace, 103SouthChurchStreet, P. O. Box10240, GrandCaymanKY1-1002, CaymanIslands	74,000	1.66
トマト創業支援投資事業有限責任 組合	東京都港区六本木一丁目9-9 六本木ファース トビル14階	70,000	1.57
橋本如諄	岡山県岡山市北区	60,000	1.35
一※5	—	46,000 (40,000)	1.03 (0.90)
八木俊※3	—	44,000 (44,000)	0.99 (0.99)
ちゅうぎんインフィニティファン ド3号投資事業有限責任組合	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	43,000	0.96
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15番1号	40,000	0.90
ちゅうぎんインフィニティファン ド1号投資事業有限責任組合	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	40,000	0.90
中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	40,000	0.90
CiP I投資事業有限責任組合	東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー8階	40,000	0.90
いよベンチャーファンド6号投資 事業有限責任組合	愛媛県松山市間屋町9番41号	40,000	0.90

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
平澤創	京都府京都市左京区	40,000	0.90
株式会社システムフロンティア	岡山県岡山市北区大元駅前3番50号 大元駅前ビル4階B	40,000	0.90
児玉昇司	広島市中区	30,000	0.67
山口哲一	埼玉県越谷市	22,000 (22,000)	0.49 (0.49)
一※5	—	18,000 (18,000)	0.40 (0.40)
一※5	—	14,000 (14,000)	0.31 (0.31)
一※5	—	14,000 (14,000)	0.31 (0.31)
一※5	—	14,000 (14,000)	0.31 (0.31)
一※5	—	14,000 (14,000)	0.31 (0.31)
一※5	—	10,000 (10,000)	0.22 (0.22)
一※5	—	10,000 (10,000)	0.22 (0.22)
伊藤涼	Sharon, Ontario, L0G 1V0, Canada	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
棚平智行	岡山県岡山市南区	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
一※5	—	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
一※5	—	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
眞崎克宏	岡山県岡山市南区	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
一※5	—	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
一※5	—	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
一※5	—	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
小宮山晋太郎※3	—	6,000 (6,000)	0.13 (0.13)
株式会社54	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番地2号 ルクレ日本橋馬喰町209	4,000	0.09
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
一※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
—※5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
上村香織※6	Torrance, CA 90502, USA	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
—※5	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
—※5	—	3,600 (3,600)	0.08 (0.08)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
—※5	—	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
—※5	—	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
—※5	—	1,600 (1,600)	0.04 (0.04)
—※5	—	800 (800)	0.02 (0.02)
計	—	4,457,800 (398,800)	100.00 (8.95)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等(大株主上位10名)

※2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

※3 特別利害関係者等(当社取締役)

※4 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

※5 当社従業員

※6 当社外部協力者

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026 年8月5日

株式会社オーディオストック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーディオストックの 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までの第 17 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーディオストックの 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026 年8月5日

株式会社オーディオストック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーディオストックの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年9月 30 日までの第 18 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーディオストックの 2025 年9月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 5 日

株式会社オーディオストック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーディオストックの2025年10月1日から2026年9月30日までの第19期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーディオストックの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 5 日

株式会社オーディオストック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーディオストックの 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの第 19 期事業年度の第 3 四半期会計期間（2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）及び第 3 四半期累計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社オーディオストックの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上